

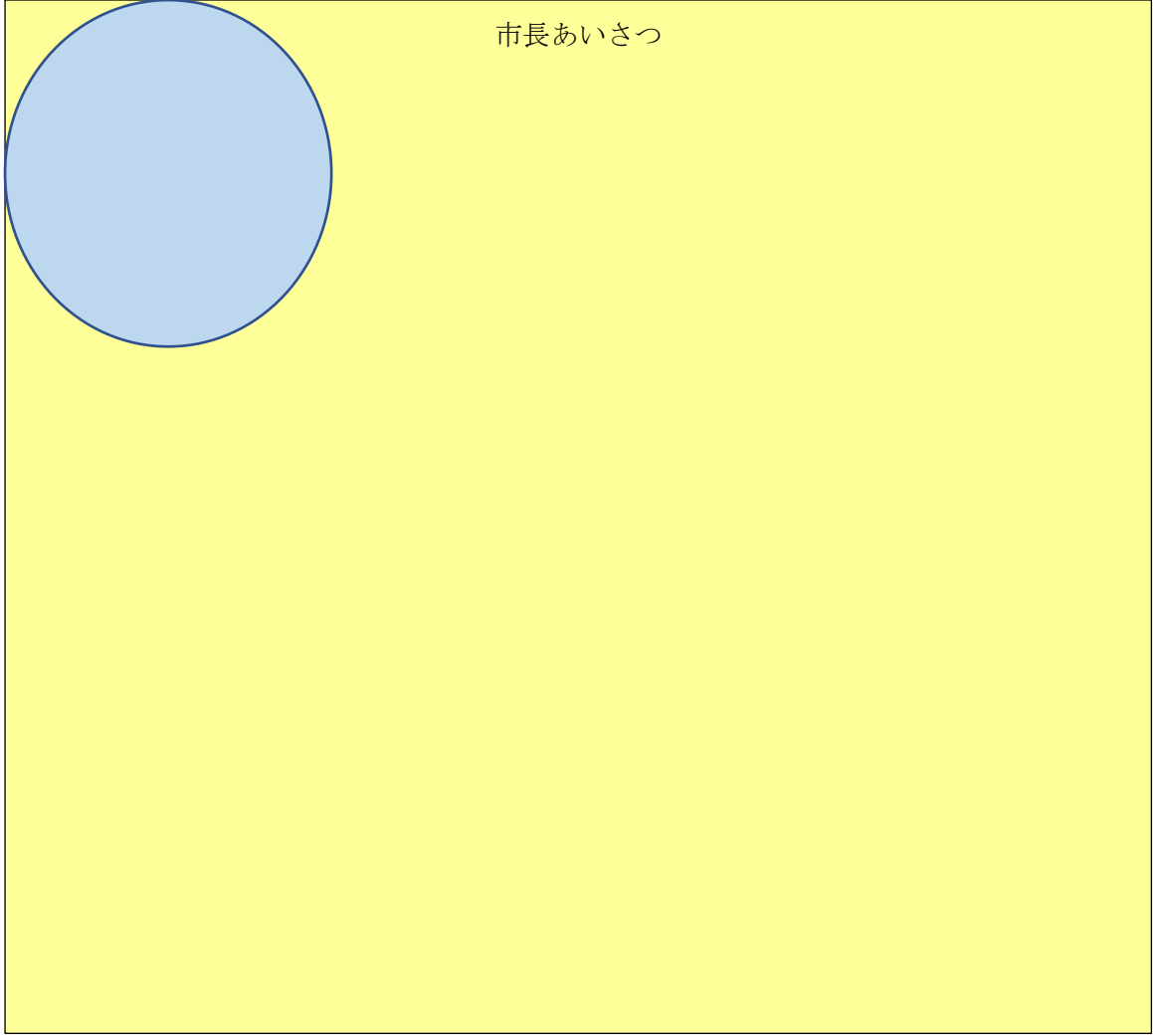
出雲市環境総合計画(素案)

令和5年度(2023)～令和12年度(2030)

令和5年(2023)3月

出雲市

はじめに



令和5年(2023)3月

出雲市長 飯塚 俊之

目次

第1章	基本的な考え方	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の対象	4
5.	SDGs への対応	5
第2章	環境をめぐる動き	6
1.	国内外の動き	6
2.	市の動き	7
第3章	出雲市の環境	8
1.	出雲市の概況	8
(1)	気象	8
(2)	人口	8
(3)	産業	9
2.	前計画に掲げる数値目標の達成状況	11
(1)	目標達成状況	11
(2)	目標達成度の検証	12
(3)	目標の見直し方針	12
3.	市民・事業者の環境に対する意識	13
(1)	市民が求める改善項目	13
(2)	事業者が求める改善項目	15
第4章	環境の将来像と基本目標	17
1.	環境の将来像	17
2.	基本目標	18
第5章	施策の推進	19
1.	施策の体系	19
2.	施策の推進	20
3.	地域別配慮方針の検討	79
第6章	計画の推進	80
1.	推進体制	80
2.	進行管理	81

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

出雲市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成18年に「出雲市環境基本条例」を定めるとともに、この条例に基づき「出雲市環境基本計画」を策定し、環境保全の取組を進めてきました。また、平成20年には、地域における地球温暖化対策の具体的行動指針として「出雲市地域省エネルギービジョン」を定め、平成30年に同ビジョンを「出雲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に改定し、市民、事業者の皆さまとの協働のもと、地球温暖化対策の推進を図ってまいりました。

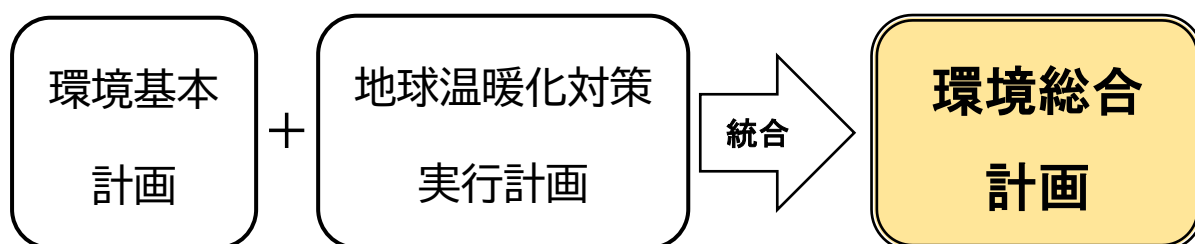
近年、世界的に地球温暖化の危機感が高まり、平成27年のCOP21における国際的な合意文書「パリ協定」では、「世界全体の気温上昇を産業革命前に比べ2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続する」目標が定められました。我が国においても、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を宣言し、令和3年4月には、「2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%減」が表明され、あわせて地域の脱炭素化に向けた方向性が示されたところです。

また、廃プラスチックによる海洋ごみや食品ロスなど、地球規模での環境問題に関する新たな課題も顕著になっています。

本市では、令和3年5月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロをめざし、“ゼロカーボンシティ”に挑戦すること」を宣言するとともに、同年7月には、官民共同出資による地域新電力会社を設立し、エネルギーの地産地消を進めるなど、地域脱炭素に向けた取組を進めています。また、平成23年からトキの分散飼育に取り組んでいたところ、令和4年8月には放鳥候補地に選定され、トキの野生復帰実現に向けた環境にやさしいまちづくりに更に取り組む必要があります。

このような環境課題は複合的に関連しており、効率的な施策展開を図るため、現行の環境基本計画、地球温暖化対策実行計画が令和4年度で期間満了することを踏まえ、両計画を統合した「環境総合計画」を策定することとしました。

この計画に基づき、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会などの実現に向けた取組を展開し、将来世代に出雲市の豊かな自然、環境を継承できるよう持続可能な社会構築をめざします。



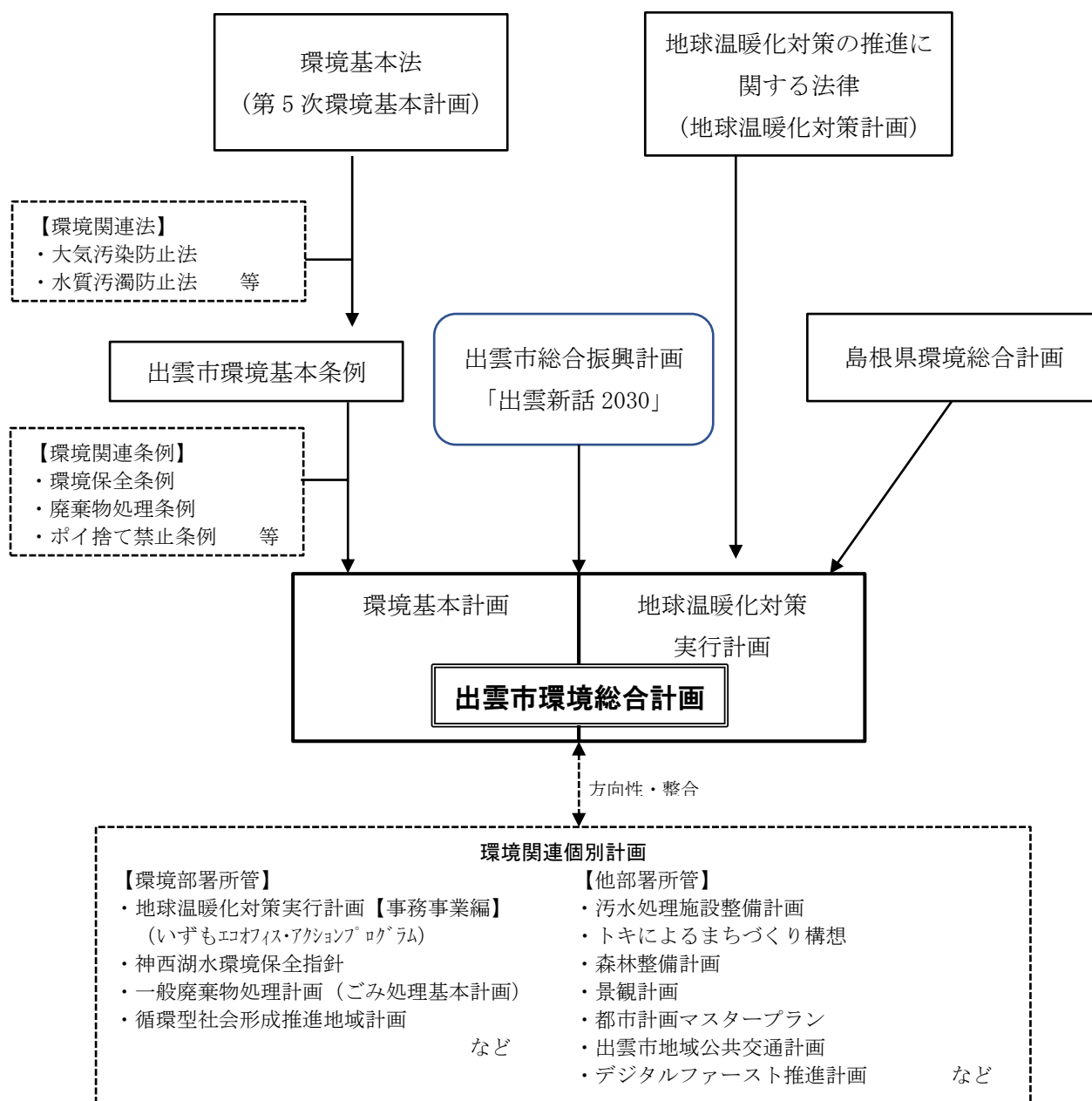
2. 計画の位置づけ

本計画は、出雲市環境基本条例第8条に基づく「環境基本計画」（環境基本法において市町村の責務として規定）と、地球温暖化対策の推進に関する法律に定める「地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を統合した、出雲市の環境に関する総合的な方向性を示す『環境総合計画』として策定するものです。

計画の性格及び役割

1. 市の施策や、市民・事業者の環境に配慮した行動の指針となるものです。
2. 市の環境に関する施策を計画的に推進するためのものです。
3. 市の環境に係る個別計画の中心・基盤となるものです。

本計画と関連法令・計画との関係は、次のように整理できます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、国の地球温暖化対策計画との整合を図り、令和5年度(2023)から令和12年度(2030)までの8年間とします。また、令和9年度(2027)において、期間前半の実績に基づく評価・検証を中間総括し、見直しを行います。

なお、地球温暖化対策など環境課題に関連する技術革新等のスピードはめざましく、大きな情勢変化があった場合など、必要に応じて改定するものとします。

計画の期間

令和5年度(2023)～令和12年度(2030)

4. 計画の対象

本計画で対象とする環境は、次の5項目とします。

計画の対象

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 脱炭素社会構築 | 地球温暖化対策 |
| 2. 循環型社会構築 | 3R推進など |
| 3. 自然環境 | 森・里・川・海、生物多様性など |
| 4. 生活・快適環境 | 公害、景観、環境美化など |
| 5. 環境保全活動 | 市民参加や環境学習など |

なお、「5. 環境保全活動」は、他のすべての項目について関わってくるものです。

5. SDGs への対応

SDGs は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であり、平成 27 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12 年を達成年限とし、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成されています。法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダー※が参画し、経済・社会・環境政策を統合して広範な課題に取り組むことが示されています

国においては、平成 28 年 12 月に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、注力すべき 8 つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定などに SDGs の要素を最大限反映することを奨励しています。

本計画においても、持続可能な開発目標への取組を意識した視点を持ち、それぞれの環境施策において、SDGs の目標・ターゲットがどのように関連するのかを明らかにし、SDGs の実現につなげていきます。

※ステークホルダー…企業などの組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者のこと。株主・経営者・従業員・顧客・取引先など



第2章 環境をめぐる動き

(前計画の中間見直し(平成31年3月)以降の主な動向)

1. 国内外の動き

地球温暖化対策

- ◇ 令和2年10月 第203回臨時国会
「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会実現をめざす」宣言
- ◇ 令和3年4月 第45回地球温暖化対策推進本部
「2030年度に2013年度比46%減、さらに、50%の高みに向けて挑戦」表明
- ◇ 令和3年6月 地域脱炭素ロードマップ策定
→ 地域の脱炭素化に向けて今後5年間に対策を集中実施
- ◇ 令和3年10月～11月 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)
「1.5℃に抑えるために、さらに温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続的に削減していく」ことを新たに合意

海洋プラスチックごみ問題

- ◇ 令和元年5月 「プラスチック資源循環戦略」
「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定
- ◇ 令和元年6月 G20大阪サミット
「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を各国共有
2050年には、新たな海洋汚染ゼロとすることをめざす内容
- ◇ 令和2年7月 レジ袋有料化スタート

食品ロスの問題

- ◇ 令和元年5月 「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布(10月施行)
国民全体が食べ物を無駄にしない意識を持ち、まだ食べることができる食品をできるだけ食品として活用することで、社会全体でこの問題に対応

生物多様性の保全

- ◇ 令和3年2月 「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」公表
平成22年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議において、2050年までの長期目標である「自然と共生する世界」を実現するための20の行動目標である「愛知目標」が定められました。国内では、平成24年に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定し、愛知目標達成に向けた国別目標を設定し、目標達成に向けた施策を進めてきました。
点検結果においては、国別目標達成に向けて様々な行動が実施されていることは評価できるが、すべての目標を達成したとは言えず、ポスト2020生物多様性枠組の下でも行動の継続、更なる努力が必要と総括されています。

新型コロナウイルス感染症による社会変化

令和2年から世界で流行している新型コロナウイルス感染症は、人々の生活様式をはじめ社会経済に大きな影響を与え、今までの常識とは異なった社会変化が生じています。これを踏まえた環境課題に対する施策の検討が必要です。

《コロナ禍がもたらした社会変化》

- 新しい生活様式実践に伴う日常生活の変化
外出自粛、ソーシャルディスタンス、「3密」の回避
食事の持ち帰りやデリバリー
- 働き方の新しいスタイル
テレワークによる在宅勤務、オンラインによる会議、時差出勤
- デジタルシフト
オンラインによるコミュニケーション、電子決済
- 広域輸送やサプライチェーン網の見直し（内製化）、強靱性の高い社会システムの構築など

2. 市の動き

ゼロカーボンシティ宣言

- ◇ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロをめざし、「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言（令和3年5月）
- ◇ 市環境政策課内に「ゼロカーボン推進室」を設置（令和3年8月）

新出雲エネルギーセンター稼働

- ◇ 古志町に、新しい可燃ごみ処理施設を整備し、令和4年4月に本格稼働を開始

いずも縁結び電力㈱設立

- ◇ 新出雲エネルギーセンターにおける余熱を利用した発電等を主要電源とし、市内公共施設に電力を供給する地域新電力会社「いずも縁結び電力㈱」を、官民共同出資により設立（令和3年7月）
～エネルギーの地産地消に向けた取組～

トキの放鳥候補地に選定

- ◇ 環境省では、トキの放鳥候補地となる「トキの野生復帰を目指す里地」に出雲市を選定（令和4年8月）

海ごみゼロ宣言

- ◇ 日本財団が進める「海と日本プロジェクト」に賛同し、財団と市が連携して海洋ごみ問題に取り組むため、「海ごみゼロ宣言」を行い、事業を展開（令和4年7月）

第3章 出雲市の環境

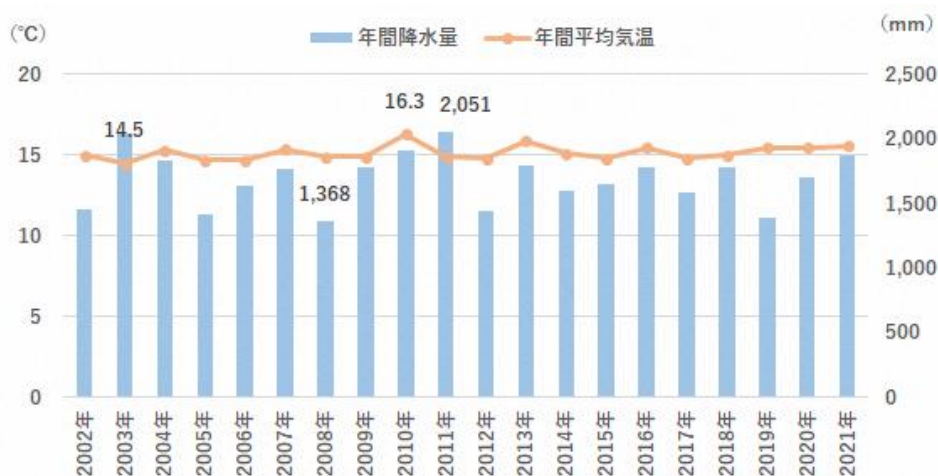
1. 出雲市の概況

(1) 気象

過去 20 年間、年間平均気温は 2010 年が 16.3℃と最も高くなっていますが、全体として 15℃前後で増減を繰り返し、ほぼ横ばいとなっています。

年間降水量についても、2011 年が 2,051mm と最も多いですが、その後、1,700mm前後でほぼ横ばいとなっています。

■年間平均気温及び年間降水量推移



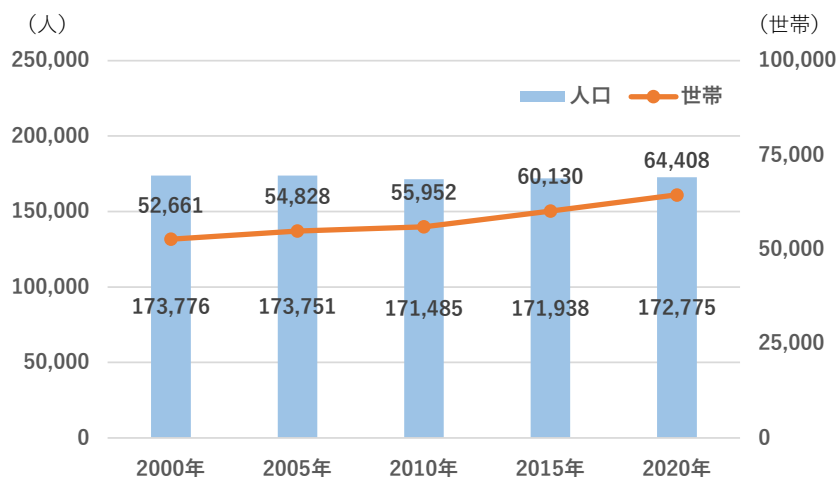
出典) 気象庁 HP

(2) 人口

人口は、2000 年から 2010 年にかけて減少傾向にありましたが、2015 年以降は増加に転じ、2020 年では 172,775 人となっています。

世帯数は、2000 年以降増加しており、2020 年では、64,408 世帯となっています。

■人口及び世帯数推移



出典) 国勢調査

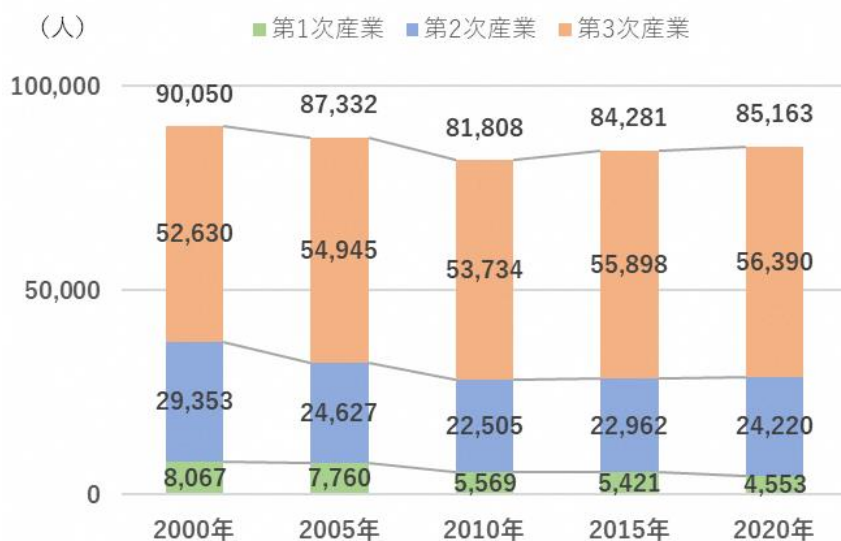
(3) 産業

① 就業者数

産業別就業者数は、第1次産業は一貫して減少傾向にあり、2020年は4,553人と2000年の約56%となっています。一方、第2次産業は2000年、第3次産業は2005年から2010年にかけて減少傾向にありましたが、2010年以降はどちらも増加傾向にあります。

事業所数は、卸売業・小売業が27.3%と最も多く、次いで建設業、宿泊業・飲食サービス業が多くなっています。しかし、市内の事業活動により生み出された付加価値額をみると、製造業が36%と最も大きくなっています。

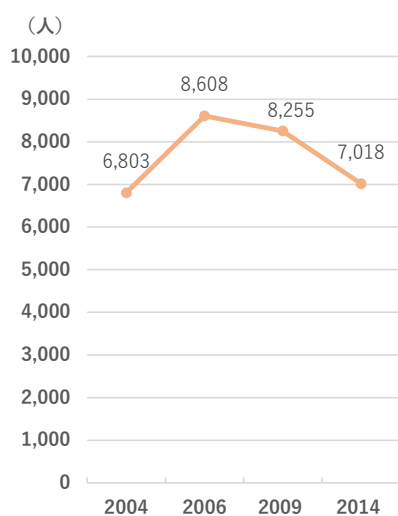
■ 産業別就業者数推移



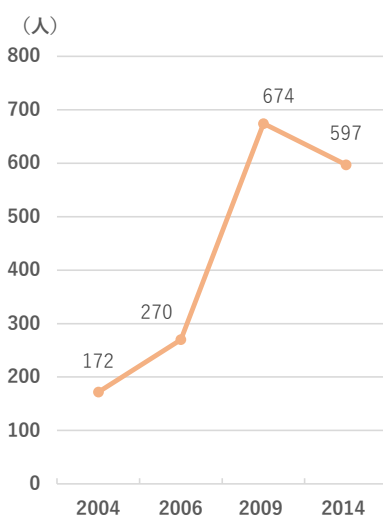
出典) 国勢調査

■ 分野別従業者数

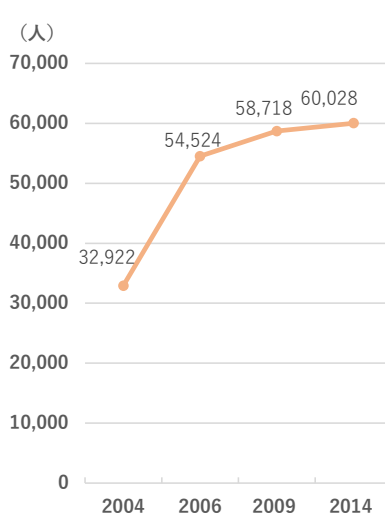
① 建設業・鉱業



② 農林水産業



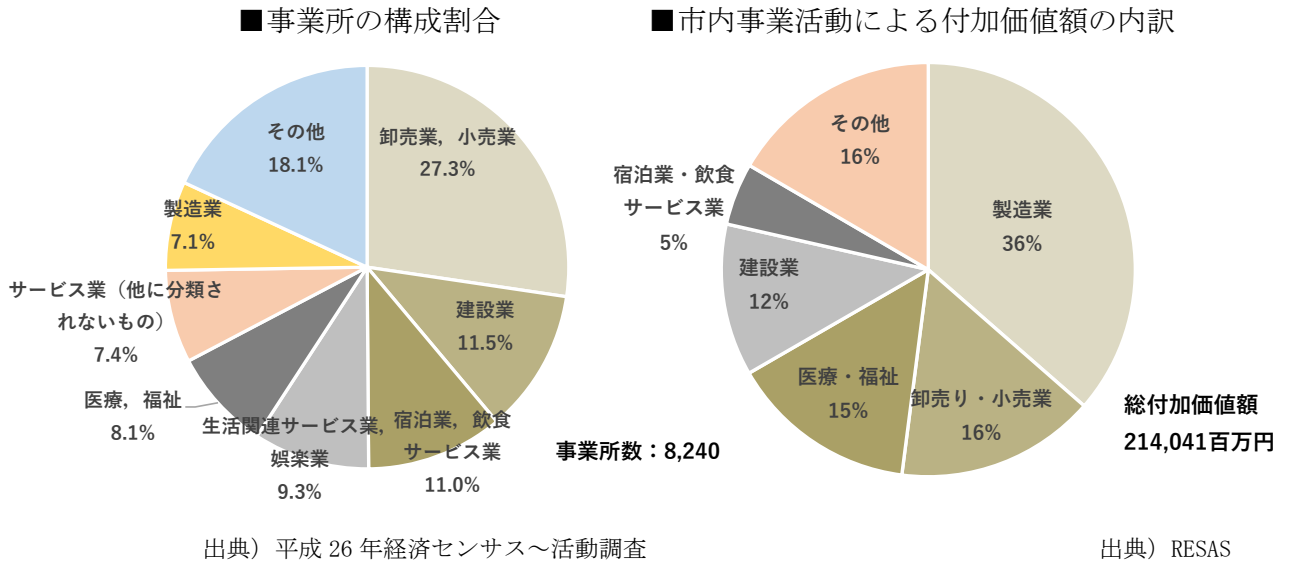
③ 業務その他



出典) 平成26年経済センサス～活動調査

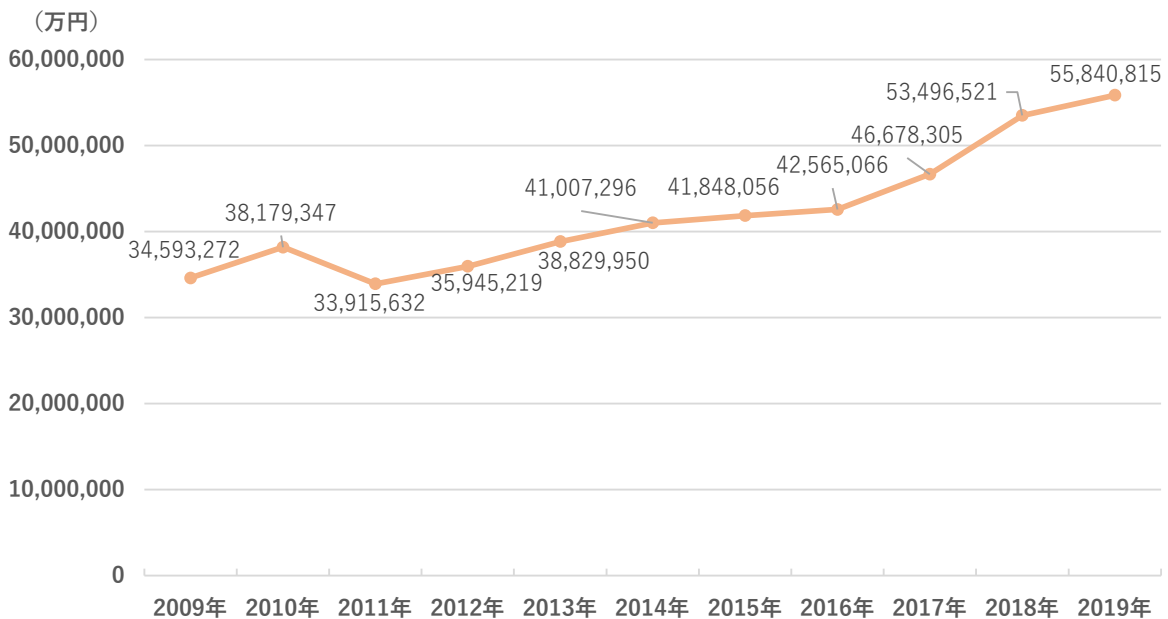
② 事業所数

事業所数は、卸売業・小売業が 27.3%と最も多く、次いで建設業、宿泊業・飲食サービス業が多くなっています。しかし、市内の事業活動により生み出された付加価値額をみると、製造業が 36%と最も大きくなっています。



③ 製造品出荷額等

製造品出荷額等は、2010 年から 2011 年にかけて減少していますが、2012 年以降は一貫して増加傾向にあり、2019 年では 55,840,815 万円となっています。



2. 前計画に掲げる数値目標の達成状況

(1) 目標達成状況

前計画で設定した 36 の数値目標（目標年度：令和 4 年度）について、令和 3 年度における達成状況は以下のとおりです。

	令和 2 年度	令和 3 年度
最終目標値に達した(◎)	13 項目(36%)	16 項目(44%)
最終目標値に達していないが、基準年度値より良くなった(○)	9 項目(25%)	10 項目(28%)
基準年度値より良いが、前年度値より悪くなった(△)	6 項目(17%)	2 項目(6%)
基準年度値より悪くなった(×)	8 項目(22%)	8 項目(22%)

《項目別達成状況》

施策の柱	目標項目	R3 評価
大気環境の保全	①大気汚染測定値(SPM…浮遊粒子状物質)	◎
	②市公用車への低燃費かつ低排出ガス認定車の導入率(台数)	○
水環境の保全	③類型指定河川水質の環境基準達成率	◎
	④類型未指定河川水質の市基準達成率	◎
	⑤湖沼水質の環境基準達成率	×
	⑥海域水質(海水浴場)の市基準達成率	◎
	⑦廃食用油回収量	×
	⑧汚水処理人口普及率	◎
	⑨水洗化率(接続率)	○
健康に暮らせる環境の保全	⑩自動車騒音の環境基準達成率	◎
	⑪航空機騒音の環境基準達成率	◎
	⑫ダイオキシン類の環境基準達成率	◎
野生動植物との共生	⑬ホタルの生息が確認された地区の割合(生息地区数)	△
豊かな自然とのふれあい	⑭市主催の自然体験事業の参加者数	×
	⑮自然体験市有施設の利用者数	×
	⑯グリーンツーリズムの受入団体数	○
森林と農地の保全と再生	⑰森林整備面積(累計)	◎
	⑱間伐等実施面積(累計)	◎
	⑲市産材取扱量	◎
	⑳新規林業就業者数(累計)	◎
	㉑アグリビジネススクール修了者数(累計)	○
	㉒学校給食における地場産品の使用割合	○
景観保全と緑地の確保	㉓一人当たりの公園面積	◎
環境美化の推進	㉔市主催の環境啓発イベント(ポイ捨て一掃大作戦、不法投棄パトロールなど)の参加者数	◎
	㉕海岸等一斉清掃参加者数	×
	㉖美化サポートクラブ登録団体数	○

施策の柱	目標項目	R3 評価
地球温暖化防止の取組	㉗市の事務及び事業から発生するCO2排出量	◎
	㉘市有施設(事務部門)の電気使用量	△
	㉙LED防犯灯の設置基数(累計)	◎
	㉚再生可能エネルギー導入市有施設数	○
廃棄物対策と資源循環の推進	㉛ごみ排出量	○
	㉜ごみ再資源化量(再資源化率)	×
	㉝ごみ最終処分量(最終処分率)	×
環境学習・環境保全活動の推進	㉞斐川環境学習センターの利用者数	○
	㉟ごみ減量化アドバイザー等の派遣回数	×
環境情報の提供と共有	㊱環境新聞発刊	○

(2) 目標達成度の検証

- 1) 大気環境や騒音等生活環境の分野は、達成度が高い。
- 2) 水環境の分野は、河川水質は良好であるが、湖沼(宍道湖、神西湖)の水質は達成度が低く、改善が見られない。
- 3) 自然環境の分野は、達成度が低く、特に自然体験に関する項目は、新型コロナの影響を受けている。
- 4) 森林、農地の保全に関する分野は、達成度が高い。
- 5) 地球温暖化防止の分野は、市の事務事業に関する項目が中であり、CO2排出量は達成しているものの、電気使用量は達していない。
- 6) ごみに関する分野は、達成度が低い。
- 7) 環境学習や情報提供等の啓発の分野は、達成度が低い。

(3) 目標の見直し方針

前計画の目標達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき、必要に応じて数値目標を見直します。

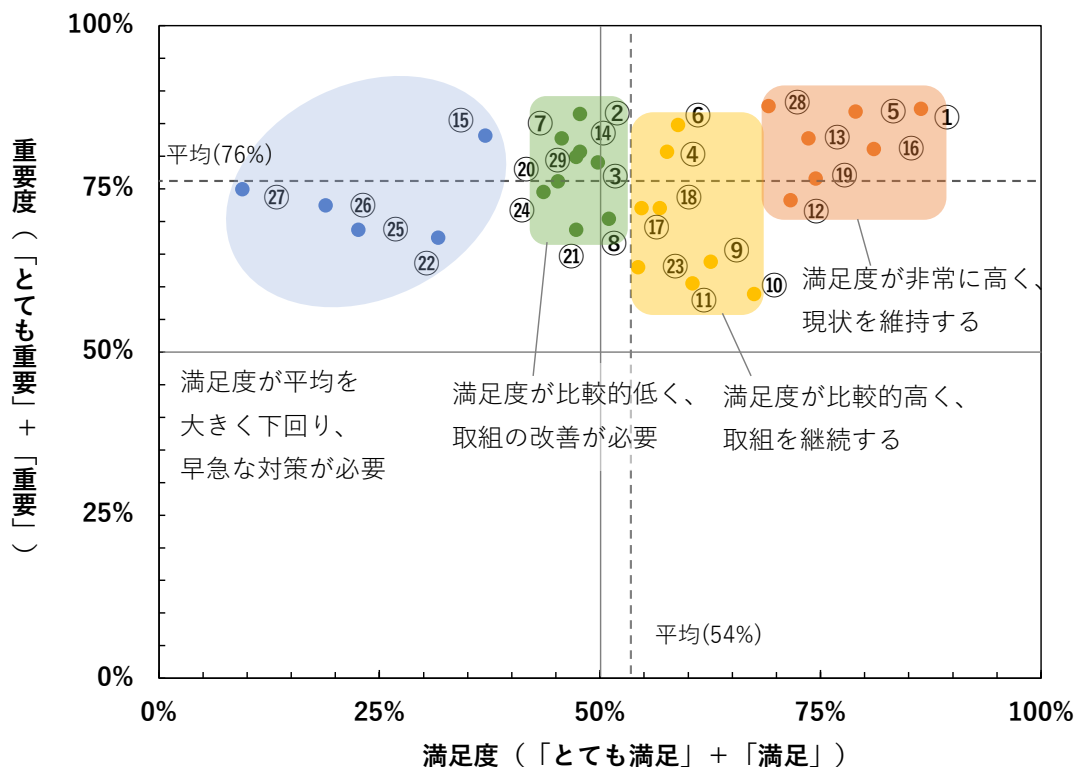
- ① 目標の達成・未達成に関わらず、今後も取り組む必要があるものについては、継続して目標設定します。【継続】
- ② 社会情勢の変化等により、新たに項目を設定すべきものについては、新規に目標設定します。【新規】
- ③ 今後の取組内容を考慮し、前計画の目標項目の内容の一部を見直す必要があるものについては、一部修正のうえ更新して目標設定します。【更新】
- ④ 目標を達成し、今後もその状況を維持できると想定されるもの、社会情勢の変化等により、目標としてなじまなくなってきたものなどについては、本計画では目標としないこととします。

3. 市民・事業者の環境に対する意識

市民の本市の環境に関する意識を把握するため、市民及び市内事業者を対象にアンケートを実施しました。アンケートの結果を基に、本市の環境に関する施策に対する市民の満足度及び重要度を分析しました。

(1) 市民が求める改善項目

満足度について、平均は約 54%であり、項目によって満足度の高さに差が開いています。一方、重要度について、平均は約 76%と比較的高く、いずれの項目に対しても重要であると認識されています。



■ 住まいの周辺の環境に関する重要度・満足度

【生活環境】

- ① 空気のきれいさ
- ② 河川・湖沼のきれいさ
- ③ 海のきれいさ
- ④ 土のきれいさ
- ⑤ 上水道の整備
- ⑥ 下水道の整備
- ⑦ 道路の整備
- ⑧ 車などによる騒音・振動
- ⑨ 工場による騒音・振動
- ⑩ 店舗・遊技場等による騒音
- ⑪ 工事による騒音・振動
- ⑫ 近所の生活騒音
- ⑬ 空気において
- ⑭ 廃棄物の不法投棄、野外焼却
- ⑮ ポイ捨て、飼い犬のフンの放置

【自然環境】

- ⑯ 野山や森林、田畑など緑の豊富さ
- ⑰ 川や湖、海とのふれあい
- ⑱ 野鳥や昆虫、魚など様々な野生生物の生息
- ⑲ 自然のながめ

【快適環境】

- ⑳ ゆとりの空間(公園や広場)
- ㉑ 都市の緑化(街路樹、公園の緑など)
- ㉒ 水と親しめる水辺の整備
- ㉓ 文化財や遺跡など歴史的遺産の豊富さ
- ㉔ まちなみ景観の美しさ

【地球環境】

- ㉕ 再生可能エネルギーの導入(太陽光発電・風力発電・水力発電など)
- ㉖ 省エネルギーに関する取組の状況
- ㉗ 海洋の漂着ごみの状況

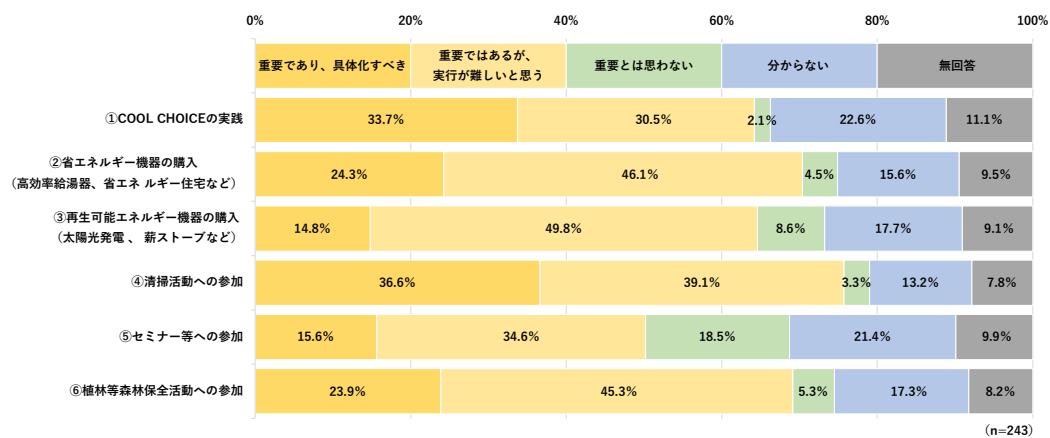
【循環型社会】

- ㉘ ごみの収集体制(頻度、分別など)
- ㉙ ごみの処理(ごみの燃料化による発電など)

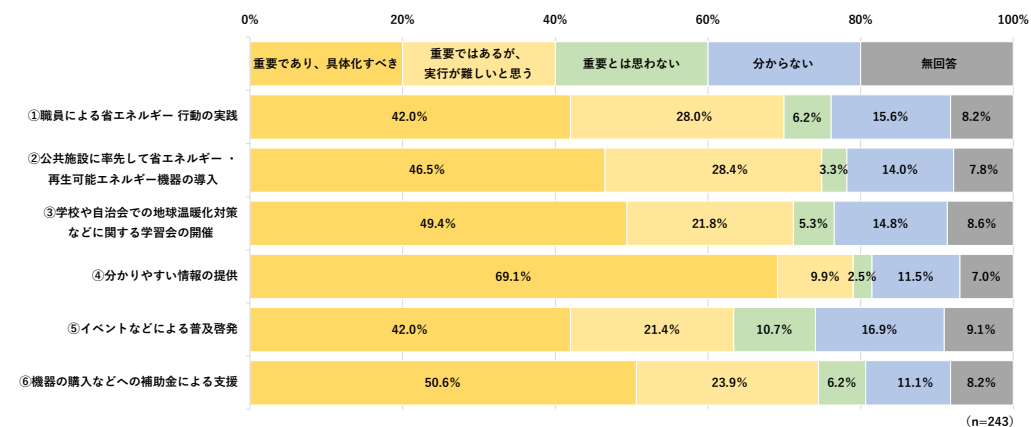
分野	備考
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 「⑮ポイ捨て、飼い犬のフンの放置」(37%)の満足度が特に低くなっている。 ● 一方、「①空気のきれいさ」(86%)、⑤上下水道の整備」(79%)は比較的満足度が高くなっている。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ● いずれの項目も満足度が平均を上回っており、特に「⑯野山や森林、田畑など緑の豊富さ」(86%)、「⑲自然のながめ」(74%)が高くなっている。
快適環境	<ul style="list-style-type: none"> ● いずれの項目も満足度が平均以下となっており、特に「⑳水と親しめる水辺の整備」(32%)、「㉑まちなみ景観の美しさ」(44%)が低くなっている。
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ● いずれの項目も満足度が低く、「㉒海洋の漂着ごみの状況」は9%、「㉓省エネルギーに関する取組の状況」は19%、「㉔再生可能エネルギーの導入(太陽光発電・風力発電・水力発電など)」は23%にとどまっている。
循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 満足度について、「㉕ごみの収集体制(頻度、分別など)」は69%と比較的高くなっている一方、「㉖ごみの処理(ごみの燃料化による発電など)」が47%となっており、平均を下回っている。

地球環境にやさしい行動に対する市民の行動と意識を、下図に示します。

COOL CHOICE (クールチョイス) は、33.7%が重要であり具体化すべきと回答しています。



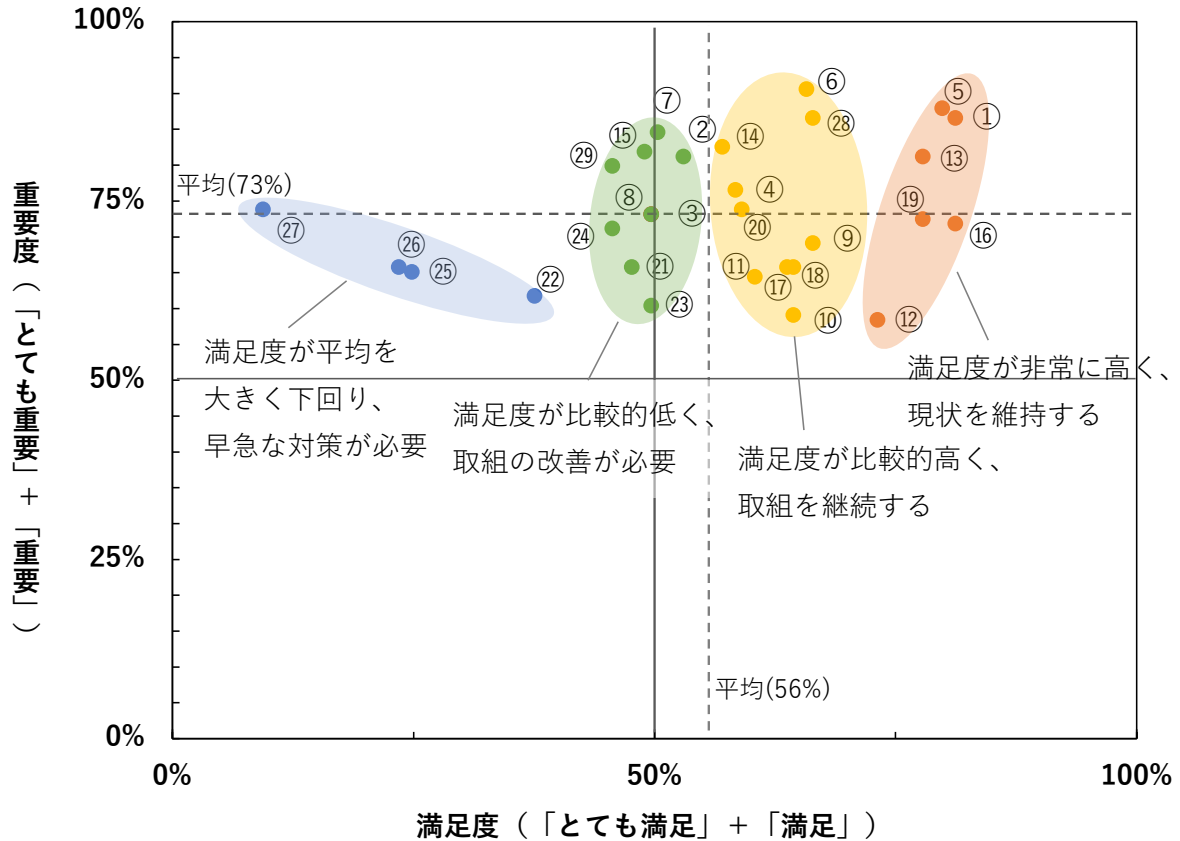
行政による環境への取組については「わかりやすい情報の提供」が69%となっています。



(2) 事業者が求める改善項目

満足度について、平均は約 56%であり、項目によって満足度の高さに差が開いています。一方、重要度について、平均は約 73%と比較的高く、いずれの項目に対しても重要であると認識されています。

■ 事業所周辺の環境に関する重要度・満足度



【生活環境】

- ① 空気のきれいさ
- ② 河川・湖沼のきれいさ
- ③ 海のきれいさ
- ④ 土のきれいさ
- ⑤ 上水道の整備
- ⑥ 下水道の整備
- ⑦ 道路の整備
- ⑧ 車などによる騒音・振動
- ⑨ 工場による騒音・振動
- ⑩ 店舗・遊技場等による騒音
- ⑪ 工事による騒音・振動
- ⑫ 近所の生活騒音
- ⑬ 空気のおいしさ
- ⑭ 廃棄物の不法投棄、野外焼却
- ⑮ ポイ捨て、飼い犬のフンの放置

【自然環境】

- ⑯ 野山や森林、田畑など緑の豊富さ
- ⑰ 川や湖、海とのふれあい
- ⑱ 野鳥や昆虫、魚など様々な野生生物の生息
- ⑲ 自然のながめ

【快適環境】

- ⑳ ゆとりの空間(公園や広場)
- ㉑ 都市の緑化(街路樹、公園の緑など)
- ㉒ 水と親しめる水辺の整備
- ㉓ 文化財や遺跡など歴史的遺産の豊富さ
- ㉔ まちなみ景観の美しさ

【地球環境】

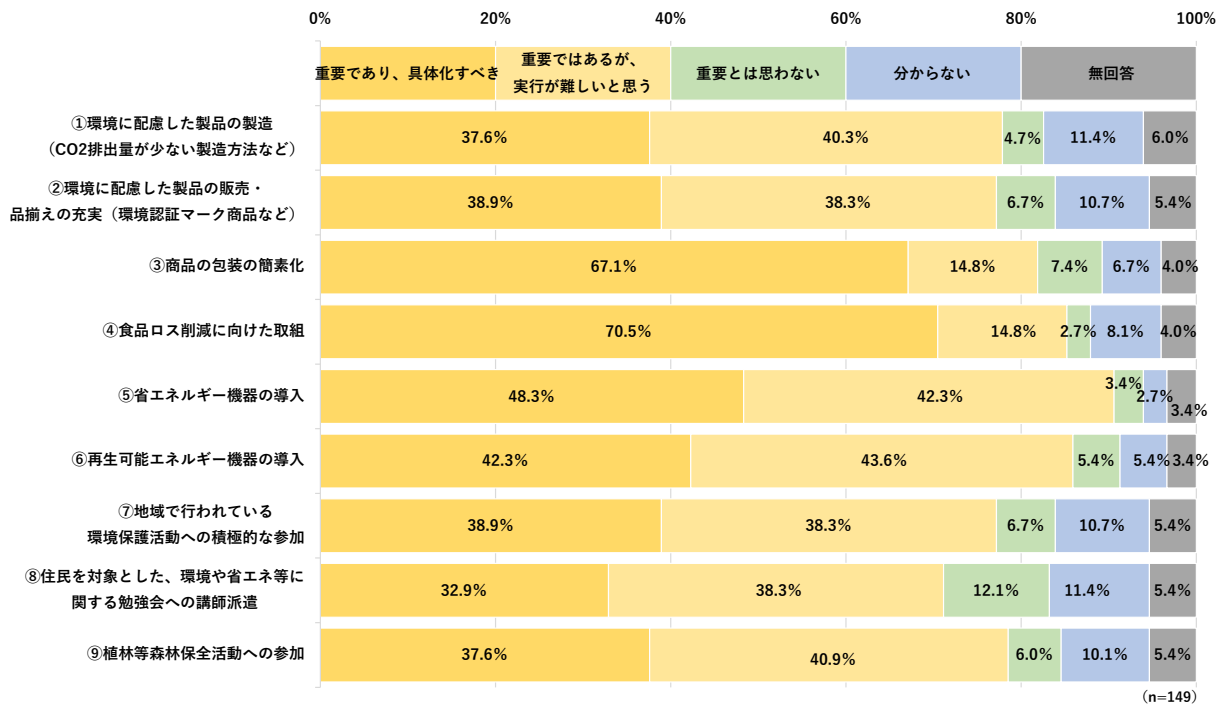
- ㉕ 再生可能エネルギーの導入(太陽光発電・風力発電・水力発電など)
- ㉖ 省エネルギーに関する取組の状況
- ㉗ 海洋の漂着ごみの状況

【循環型社会】

- ㉘ ごみの収集体制(頻度、分別など)
- ㉙ ごみの処理(ごみの燃料化による発電など)

分野	備考
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 「⑮ポイ捨て、飼い犬のフンの放置」(49%)、「⑦道路の整備」(50%)、「⑧車などによる騒音・振動」(50%)の満足度が比較的低くなっている。 ● 一方、「①空気のきれいさ」(81%)、⑤上下水道の整備」(80%)は満足度が高くなっている。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ● いずれの項目も満足度が平均を上回っており、特に「⑯野山や森林、田畑など緑の豊富さ」(81%)が高くなっている。
快適環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 満足度は平均を下回っている項目が多く、特に「⑳水と親しめる水辺の整備」(38%)が低く、「㉑まちなみ景観の美しさ」(46%)が低くなっている。
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ● いずれの項目も満足度が低く、「㉒海洋の漂着ごみの状況」は9%、「㉓省エネルギーに関する取組の状況」は23%、「㉔再生可能エネルギーの導入(太陽光発電・風力発電・水力発電など)」は25%にとどまっている。
循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 満足度について、「㉕ごみの収集体制(頻度、分別など)」は68%と比較的高くなっている一方、「㉖ごみの処理(ごみの燃料化による発電など)」が46%と平均を下回っている。

環境に対する取組について事業者の意識は、下図のようになります。「商品の包装の簡素化」や「食品ロス削減に向けた取組」は「重要であり、具体化すべき」が約7割を占めています。



第4章 環境の将来像と基本目標

1. 環境の将来像

神話から未来へと 環境をともに守り つなぐまち・出雲

この将来像に込められた思いは次のとおりです。

国引き神話で語られる雄大な自然環境、日が沈む聖地として日本遺産に選定された夕日の絶景を有する海岸線など、特筆すべき環境を有する出雲市。出雲の先人から脈々と受け継がれてきたこの豊かな環境と、わたしたちの暮らしを、出雲の持つあらゆる力「出雲力」をもって、ともに守り、未来永劫へ確実に引き継いでいく決意をあらわしています。

2. 基本目標

本市のめざす環境の将来像を実現するために、次の5つの基本目標を設定します。

《基本目標》

1. ゼロカーボンシティ実現に向け チャレンジするまち
2. 「もったない」の心で築く 3Rのまち
3. トキが飛び交う 自然豊かなまち
4. 誰もが健康で 快適に暮らせるまち
5. とともに学び行動する 環境意識が高いまち

5つの基本目標には、次のような思いが込められています。

1. ゼロカーボンシティ実現に向け チャレンジするまち（【脱炭素社会構築】の目標）

出雲市は、早期のゼロカーボンシティが実現するよう市・市民・事業者がともに連携し、「ストップ地球温暖化」に向けて、一人ひとりが果敢に行動するまちをめざします。

2. 「もったない」の心で築く 3Rのまち（【循環型社会構築】の目標）

出雲市は、常にものを大切にする心を養い、資源の循環を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちをめざします。

3. トキが飛び交う 自然豊かなまち（【自然環境】の目標）

出雲市は、森・里・川・海といった豊かで恵まれた自然を大きな財産とし、この自然の中でトキが雄大に飛び交う人と自然が共生するまちをめざします。

4. 誰もが健康で 快適に暮らせるまち（【生活・快適環境】の目標）

出雲市は、きれいな空気や水、神話のふるさととして誇れる歴史的景観・文化を大切にし、市民一人ひとりが健康で快適に暮らせるまちをめざします。

5. とともに学び行動する 環境意識が高いまち（【環境保全活動】の目標）

出雲市は、この豊かな環境を将来世代に継承していくため、市、市民、事業者がそれぞれ意識啓発を図り、ともに環境保全に取り組むまちをめざします。

第5章 施策の推進

1. 施策の体系

環境の将来像：神話から未来へと 環境をともに守り つなぐまち・出雲

基本目標	施策の柱	推進する施策
1【脱炭素社会構築】 ゼロカーボンシティ実現に向け チャレンジするまち	1-1 地球温暖化対策	1-1-① 省エネルギーの推進
		1-1-② 再生可能エネルギーの導入促進
		1-1-③ 森林整備による二酸化炭素吸収 源の確保
		1-1-④ 低炭素な交通ネットワークの構築
		◎ 気候変動への適応策
2【循環型社会構築】 「もったいない」の心で築く 3Rのまち	2-1 3Rの推進	2-1-① 3Rの推進
		2-1-② 廃棄物の適正処理の推進
3【自然環境】 トキが飛び交う 自然豊かなまち	3-1 森・里・川・海の保 全と活用	3-1-① 森林と農地の保全
		3-1-② 水環境・水辺環境の保全
		3-1-③ 海を守る取組
	3-2 生物多様性の 保全	3-2-① 野生動植物との共生
		3-2-② 豊かな自然の保全
4【生活・快適環境】 誰もが健康で 快適に暮らせるまち	4-1 健康に暮らせる 環境の保全	4-1-① 大気環境の保全
		4-1-② その他生活環境の保全
	4-2 快適環境の確保	4-2-① 景観保全と緑地の確保
		4-2-② 環境美化の推進
5【環境保全活動】 ともに学び行動する 環境意識が高いまち	5-1 環境学習・環境保 全活動の推進	5-1-① 環境学習機会の充実
		5-1-② 環境保全活動の推進
	5-2 環境情報の発信 と共有	5-2-① 環境情報発信の充実
		5-2-② 環境啓発イベントの推進

2. 施策の推進

1

【脱炭素社会構築】 ゼロカーボンシティ実現に向け チャレンジするまち

本編は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第3項に基づき、出雲市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】として策定するものであり、必要な項目（対象とする温室効果ガスや将来推計、削減目標、推進施策等）を明らかにし、市民・事業者・市がともに取り組むべき指針を示します。

また、近年、猛暑や豪雨など地球温暖化による気候変動の影響が本市にも表れており、将来は、生態系や農作物の収穫などにも今以上に影響が生じてくると予想されます。そのため、今後予想される影響を想定した気候変動影響への適応策を示します。

なお、取組にあたっては、一人ひとりが地球温暖化対策に関する意識を高めることが重要であり、この内容については、「5【環境保全活動】」において示します。

1-1 地球温暖化対策

1. 基本的事項

(1) 基準年度と目標年度

国の目標と整合を図るため、次のとおり基準年度と目標年度を設定します。

	設定年度	参考：国の設定と目標値
基準年度	平成25年度 (2013)	平成25年度(2013)
短期目標	2030年度	2030年度 温室効果ガス46%削減 →さらに50%の高みに向けて挑戦
中期目標	2040年度	—
長期目標	2050年度	2050年度 カーボンニュートラル (排出実質ゼロ)

※長期目標までの道筋をより明確にし、的確に歩みを進めるため、短期目標と長期目標の間に中期目標を設けます。

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象としている温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が対象としている下図に示す7種類とします。ただし、CO₂以外の温室効果ガス削減の取組は市独自では難しいため、本市における削減の取組は、排出量の90%以上であるCO₂とします。

《対象とする温室効果ガス》

温室効果ガス	性質	用途・排出源	出雲市の排出割合 (2020年度)
CO ₂ (二酸化炭素)	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など	
CH ₄ (メタン)	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立など	
N ₂ O (一酸化二窒素)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど	
HFC _s (ハイドロフルオロカーボン類)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など	
PFC _s (パーフルオロカーボン類)	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど	
SF ₆ (六フッ化硫黄)	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など	
NF ₃ (三フッ化窒素)	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど	

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

出雲市の温室効果ガスの排出割合については、当日、お示しします。

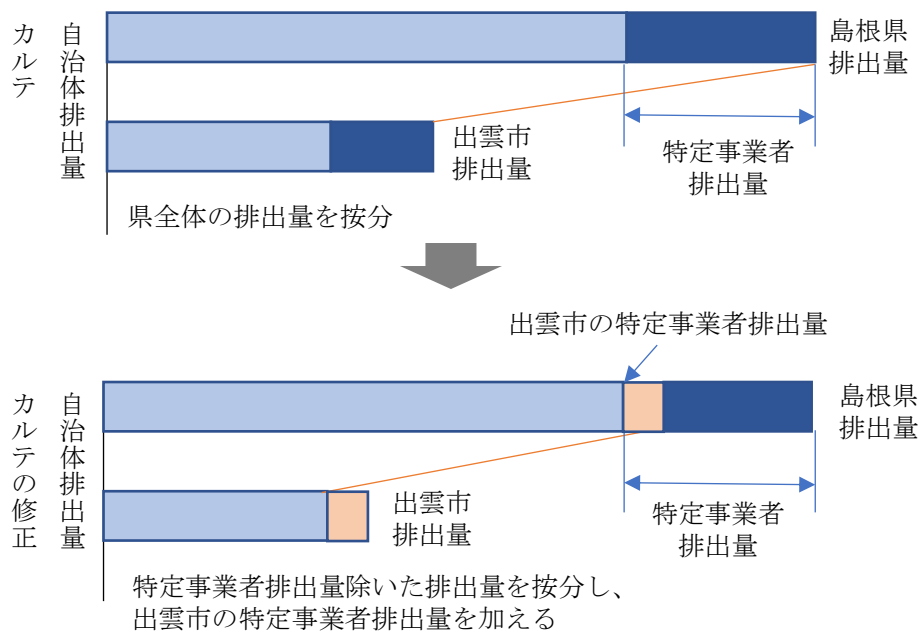
(3) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量については、環境省が毎年公表している「自治体排出量カルテ」において、島根県全体の排出量から按分された出雲市の数値が公表されています。

しかしながら、出雲市の特定排出事業者（17 事業者）の排出量は数値が公表されていることから、特定排出事業者分については、按分による方法ではなく、公表されている排出量の数値を加える算定方法を採用することとします。（排出量はより実態に近い数字となります。）

本計画の温室効果ガス排出量は、この算定方法によることとします。

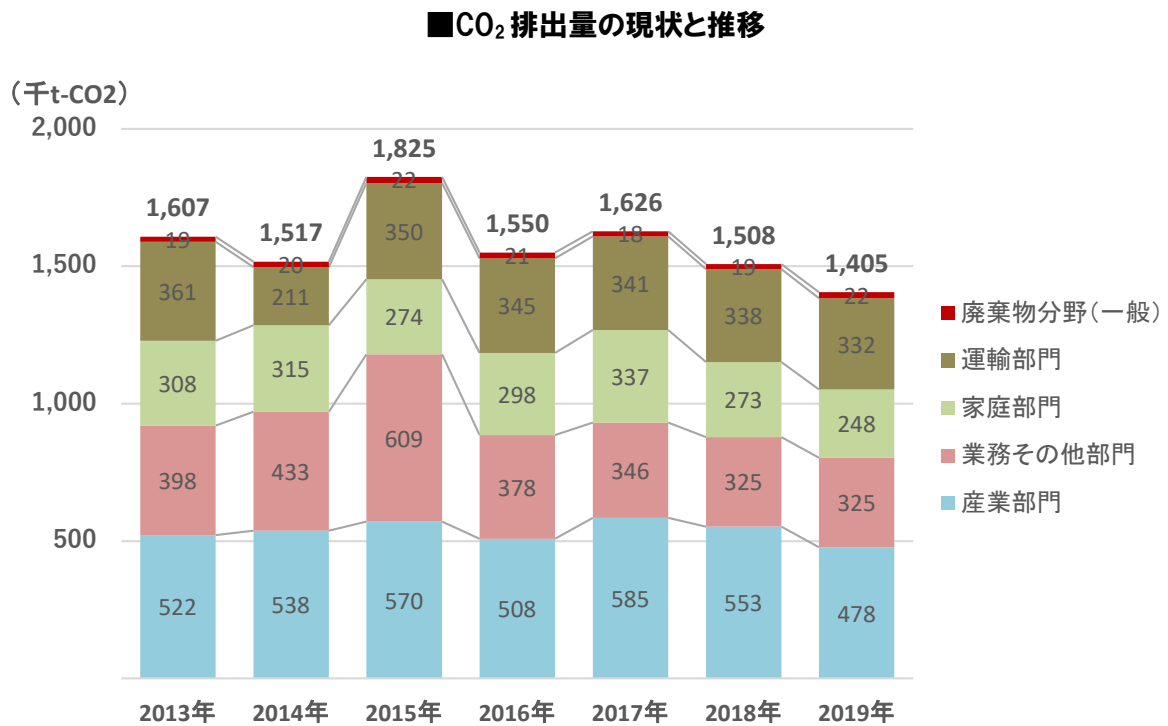
■ 温室効果ガス排出量算定の考え方



2. CO₂排出量の現状

(1) CO₂排出量の現状と推移

本市のCO₂排出量は、2013年から2016年にかけて増減を繰り返していましたが、2017年以降は減少傾向にあり、2019年は1,405千t-CO₂となり2013年（基準年度）の約9割となっています。2019年のCO₂排出量を部門別にみると、産業部門の割合が高く34%を占め478千t-CO₂、続いて運輸部門が24%で332千t-CO₂、業務その他部門が23%で325千t-CO₂、家庭部門が約18%で248千t-CO₂になっています。



出典)「自治体排出量カルテ」を基に推計

(2) CO₂排出量の部門別の傾向と課題

■CO₂排出量の現状と推移(部門別)

単位:千t-CO₂

部門	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
産業部門	522	538	570	508	585	553	478
製造業	466	484	519	457	528	501	428
建設業・鉱業	21	21	20	19	19	18	16
農林水産業	35	33	32	32	37	34	34
業務その他部門	398	433	609	378	346	325	325
家庭部門	308	315	274	298	337	273	248
運輸部門	361	211	350	345	341	338	332
自動車(旅客)	192	185	185	185	184	183	178
自動車(貨物)	154	153	151	147	144	143	142
鉄道	14	13	13	12	12	11	11
船舶	1	1	1	1	1	1	1
廃棄物分野(一般)	19	20	22	21	18	19	22
合計	1607	1517	1825	1550	1626	1508	1405

①産業部門

製造業の製造品出荷額が漸増しているなか、CO₂排出量はやや減少傾向にあり、企業の省エネルギーや再生可能エネルギーの取組が進展していると考えられます。産業部門としては製造品出荷額を増加させながら、出荷額あたりのCO₂排出量を減らしていく取組を進めることが求められます。

②業務その他部門

CO₂排出量は、近年横ばいで推移しています。この部門は、様々な業種が含まれており、業種にあった取組が必要になります。省エネルギー機器導入や、社屋の省エネルギー化など、情報を的確に入手し、経費節減も意識した、エネルギー消費量を減らすための取組が求められます。

③家庭部門

CO₂排出量は、エコライフチャレンジしまね、省エネルギー機器導入などの省エネルギーの取組などにより減少傾向です。今後も、環境意識を高め、住宅の省エネルギー対策や太陽光発電設備や蓄電池の導入など、積極的なエネルギー低減が進む活動が求められます。

④運輸部門

CO₂排出量は、近年横ばいで推移しています。排出量を減少させるためには、EV車をはじめとする次世代自動車の普及を進める必要があります。また、充電する電気は、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーによる電気を使用するなど、全体でCO₂排出削減を進めることが求められます。

⑤廃棄物分野（一般）

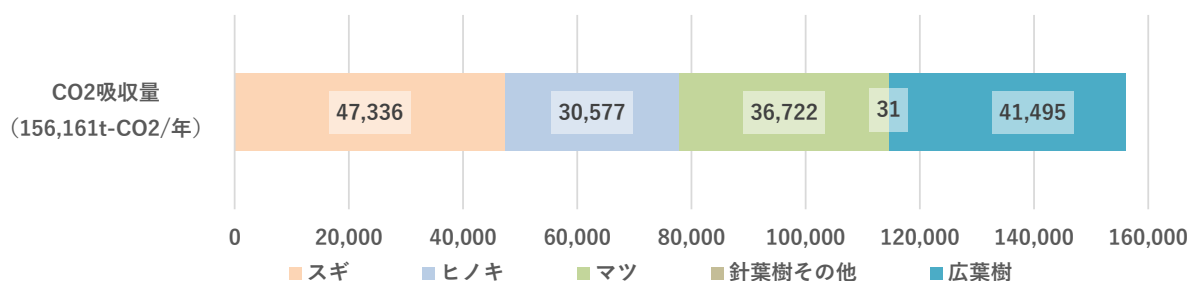
CO₂排出量は、近年横ばいで推移しています。3R（リデュース、リユース、リサイクル）やごみ分別によりごみの減量化を進め、廃棄物処分場における、さらなるCO₂排出削減が求められます。

(3) CO₂吸収量（森林吸収量）の現状

平成27年（2015）から令和2年（2020）の各年度あたりの森林吸収量の平均は156,161t-CO₂（約156千t-CO₂）であり、5年間の吸収量は780,804t-CO₂となっています。

なお、林齢の若い木は、老木よりも炭素の貯留量が多いことから、伐期を迎えた木々は積極的に伐採し、その後適切に造林をすることで、森林全体が若返り、CO₂吸収量の増加につながります。

■森林による樹種別年間CO₂吸収量(2015年～2020年の平均)



※推計方法

「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル」（算定手法編）」に基づき、以下の手法で推計している。

- ①島根県の統計データ「森林資源関係資料」を基に本市の森林蓄積量（m³）を整理し、樹種・林齢毎に係数を乗じることで、当該年度の炭素蓄積量を把握する。
- ②2時点の炭素蓄積量を比較、その差をCO₂に換算し、その期間の年数で除することで期間内の単年当たりの吸収量を推計する（今回は2015年と2020年で設定）。

3. CO₂排出量の将来推計

(1) CO₂排出量の将来推計（現状趨勢ケース）

CO₂排出量の将来値（現状趨勢）は、今後追加的なCO₂削減対策を見込まないまま推移した場合の値を指します。具体的には、部門ごとのCO₂排出量を、部門ごとの下記の活動量の将来値にCO₂排出係数（活動量に対するCO₂排出量）を乗じることで求めます。

本市において現状では、人口、世帯数、従業者数、乗用車保有台数が微増しています。しかし、人口は出生率が低いいため将来は減少することが確実となっており、前出の活動量は人口に比例して減少することになります。そのため、出雲市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「第2期総合戦略」で示す人口の計画値の変化に合わせて活動量は減少すると仮定して将来のCO₂排出量を推計します。但し、製造業（産業部門）の活動量である製造品出荷額は微増の傾向をそのまま用いて推計します。

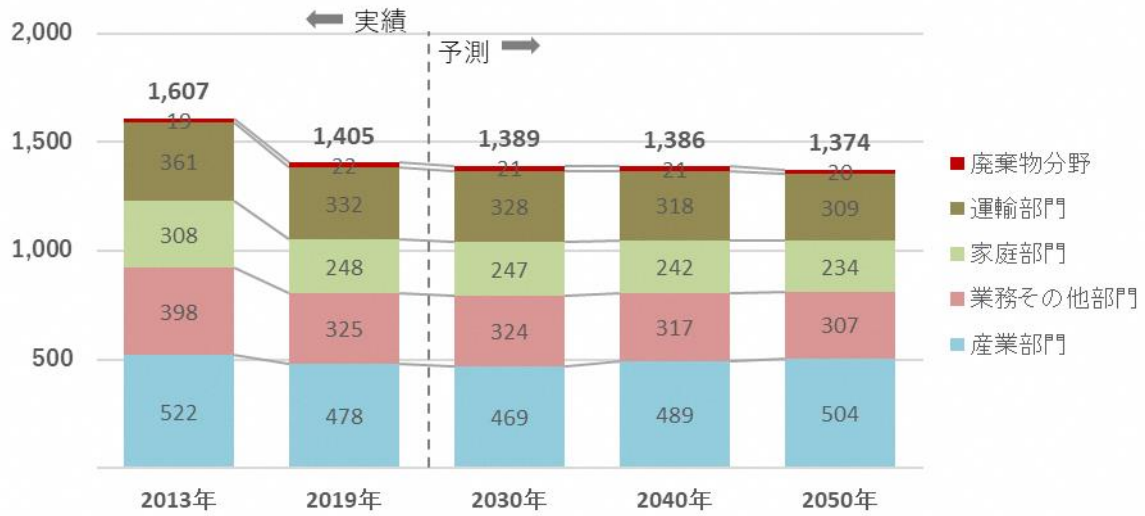
■部門別活動量

部門・分野	活動量	摘要
産業部門	製造業：製造品出荷額 その他：従業者数	製造品出荷額は微増傾向を採用 農業や建設業の従業者数は減少傾向
業務その他部門	従業者数	現在増加だが人口計画値に合わせて減少予測
家庭部門	世帯	現在増加だが人口計画値に合わせて減少予測
運輸部門	自動車保有台数	現在乗用は増加、貨物は減少傾向。 乗用は人口計画値に合わせて減少予測
廃棄物分野	廃棄物処理量	人口計画値に合わせて減少予想

本市のCO₂排出量は、2030年には1,389千t-CO₂年（2013年の86.4%）、2050年には1,374千t-CO₂（2013年の85.4%）になると推計されます。

■今後のCO₂排出量の将来推計(現状趨勢ケース)

単位：千 t-CO₂



単位：千 t-CO₂

		単位：千t-CO ₂				
部門		2013年	2019年	2030年	2040年	2050年
産業部門		522	478	469	489	504
	製造業	466	428	411	433	449
	建設業・鉱業	21	16	22	22	21
	農林水産業	35	34	35	35	34
業務その他部門		398	325	324	317	307
家庭部門		308	248	247	242	234
運輸部門		361	332	329	318	309
	自動車(旅客)	192	178	182	178	173
	自動車(貨物)	154	142	133	127	123
	鉄道	14	11	13	12	12
	船舶	1	1	1	1	1
廃棄物分野(一般)		19	22	21	21	20
合計		1,607	1,405	1,389	1,386	1,374
2013年度比			87.4%	86.4%	86.2%	85.5%

4. CO₂排出量の削減目標

(1)削減目標設定の考え方

国は「地球温暖化対策計画」において、令和12年度（2030年）の温室効果ガス排出量を平成25年（2013）比で46%削減、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目標としています。

本市においても削減目標設定にあたり、「現状趨勢」「電力排出係数の低減」「市の取組」による削減見込量を積み上げ、目標年度のCO₂排出量を設定します。

【CO₂排出量の削減見込量】CO₂

1) 現状趨勢

CO₂排出量の将来推計（現状趨勢ケース）における削減見込量

2) 電力排出係数の低減

電気事業低炭素社会協議会における電力業界全体の電力排出係数の目標値「2030年度0.37kg-CO₂/kWh」により算定した削減見込量 ※現在のCO₂排出係数より約29%低減

3) 市の取組のうち重点取組

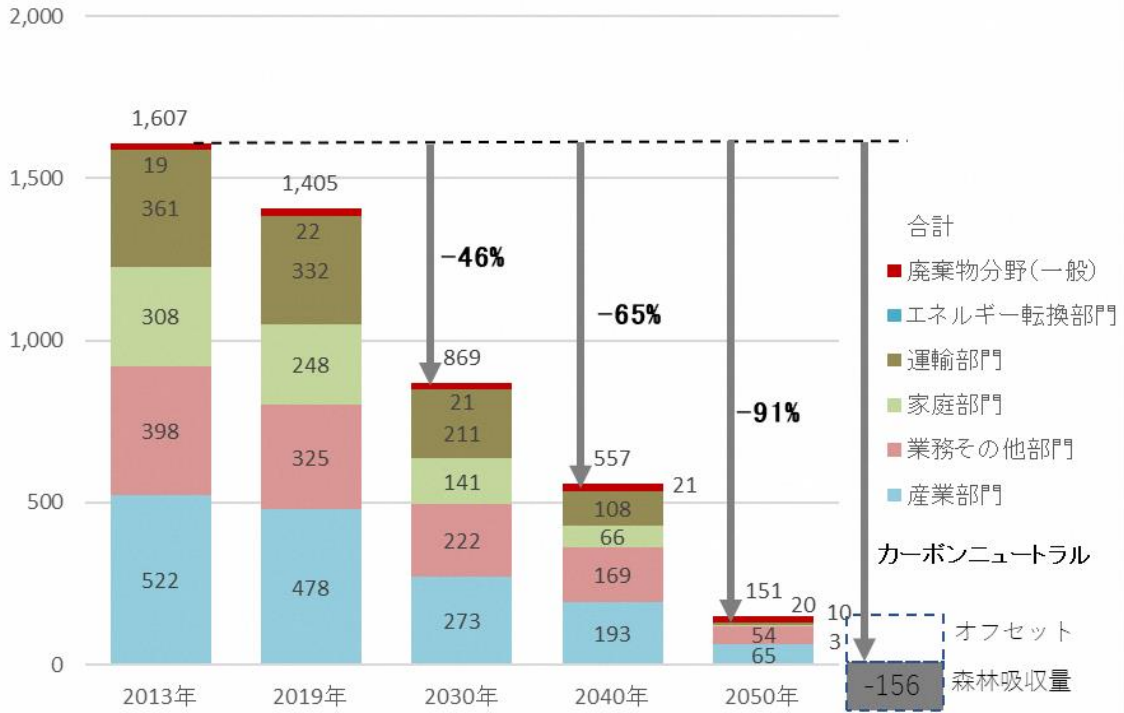
- ①省エネルギー対策
- ②省エネルギー行動
- ③再生可能エネルギー導入
- ④次世代自動車の導入

詳細は、「5. CO₂排出量削減に関する重点取組」にて記載しています。

(2)削減目標

年度	削減目標
2030年度	46%削減
2040年度	65%削減
2050年度	カーボンニュートラル

単位：千 t-CO₂



上記のグラフの説明について

当日、全体及び各部門ごとに①現状趨勢、②電力排出係数の低減、③削減取組のCO₂削減量と削減率をお示しします。

5. CO₂排出量削減に関する重点取組

(1) 省エネルギー対策

① 産業部門

省エネルギー対策として、建物の省エネルギー改修、高効率な機器の買い替えなどの機器導入を促進します。

事業者は、省エネルギー診断の実施などによりCO₂排出量と省エネルギー機器導入の効果の把握に努め、市は、イベントやホームページなどでの普及啓発に努めるとともに、国や県の補助制度の活用の紹介はもとより、省エネルギー改修、設備導入促進のための効果的な支援方法を検討します。

【数値目標】

目標設定項目	現状値 (基準年度) 令和4年度 (2022年度)	短期目標値 (2030年度)	中期目標値 (2040年度)	長期目標値 (2050年度)
省エネルギー機器導入 などの対策を実施して いる事業者の割合	17%	40%	75%	100%

《考え方》 事業者アンケート調査により、取組割合を算定します。
令和4年度は、高効率な設備を導入していると回答した割合を示しています。

② 業務その他部門

業務その他部門においては、断熱性能の向上により室内環境の質を維持しながら再生可能エネルギーを導入し、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指したZEBの導入を促進します。

促進に向けては、ZEBの導入メリットや性能などの情報発信や、市内関係事業者（建築工務店・資材販売店・太陽光発電設備販売店など）との連携により、普及啓発を進めるとともに、国や県の補助制度の活用の紹介はもとより、ZEB導入促進のための支援策を検討します。

また、省エネルギー機器導入、環境マネジメントシステム普及について促進します。

【数値目標】

目標設定項目	現状値 (基準年度) 令和4年度 (2022年度)	短期目標値 (2030年度)	中期目標値 (2040年度)	長期目標値 (2050年度)
新築、改築時における ZEBの割合	—	15%	30%	50%
≪考え方≫ 新築、改築時における ZEB の割合を増やし、CO ₂ 排出量を削減します。				

③家庭部門

家庭部門においては、断熱性能の向上により室内環境の質を維持しながら再生可能エネルギーを導入し、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指したZEHの導入を促進します。

促進に向けては、ZEHの導入メリットや性能などの情報発信や、市内関係事業者（建築工務店・資材販売店・太陽光発電販売店など）との連携により、普及啓発を進めるとともに、国や県の補助制度の活用を紹介はもとより、ZEH導入促進のための支援策を検討します。

また、省エネルギー機器導入についても促進します。

【数値目標】

目標設定項目	現状値 (基準年度) 令和4年度 (2022年度)	短期目標値 (2030年度)	中期目標値 (2040年度)	長期目標値 (2050年度)
新築、改築時における ZEHの割合	—	15%	30%	50%
≪考え方≫ 新築、改築時における ZEH の割合を増やし、CO ₂ 排出量を削減します。				

(2)省エネルギー行動

日々の生活で、低炭素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」を選択することで地球温暖化対策に貢献する「COOL CHOICE（クールチョイス）」の取組を推進します。

具体的には、エアコンの温度設定（夏は28℃、冬は20℃）や使わない電気機器のプラグを抜く、エコドライブ（急加速をしない、アイドリングストップなど）、クールビズ・ウォームビズの実践など日常生活の中ですぐに取り組み始める行動が多く、イベントや研修会の開催、ホームページ、広報誌、SNSなど様々な方法による情報発信や啓発により環境意識を高め、市民、事業者ともにさらなる省エネルギー行動の拡大を図ります。

①各省エネルギー行動によるCO₂削減量

【市民】

kg - CO2

	省エネ行動累計	1,032.9
1	エアコンの夏の冷房時の室温を28℃にしている	14.8
2	エアコンの冬の暖房時の室温を20℃にしている	25.9
3	エアコンのフィルターは月に1~2回清掃している	15.6
4	石油ファンヒーターを20℃以下に設定している	25.4
5	電気カーペットの設定温度を下げている	90.8
6	冷蔵庫に食材を詰めすぎないようにしている	21.4
7	冷蔵庫の設定温度を適切にしている	30.1
8	電気ポットを長時間使用しないときは、プラグを抜いている	52.4
9	電気炊飯器を使わないときは、プラグを抜いている	26.9
10	洗い物をする時は、給湯器の温度設定をできるだけ低くしている	19.7
11	お風呂は家族で間隔を空けずに入っている	85.7
12	衣類乾燥機は自然乾燥と併用している	192.6
13	ふんわりアクセル「eスタート」をしている	194.0
14	加減速の少ない運転をするようにしている	68.0
15	減速時には、早めにアクセルから足を離すようにしている	42.0
16	アイドリングストップをしている	40.2
17	近いところへは自転車または徒歩で行く	29.1
18	上下3階はエレベーターを使わず階段を使う	22.6
19	買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ	35.7

【事業者】

kg - CO2

	省エネ行動累計	91.9
1	暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度設定している	40.2
2	冷暖房の稼働時間を決めている（残業時間帯にはOFFにするなど）	29.1
3	冬季以外は給湯を停止している	22.6

【数値目標】

目標設定項目	現状値 (基準年度) 令和4年度 (2022年度)	短期目標値 (2030年度)	中期目標値 (2040年度)	長期目標値 (2050年度)
「COOL CHOICE」の実 施割合（家庭）	66.3%	80%	90%	100%
<p>《考え方》 アンケート調査により、実施割合を算定します。 実施割合は、全回答数のうち「COOL CHOICE」を「常に実施している。」「時々実施して いる。」を合わせた回答率を目標設定数値とします。</p>				
「COOL CHOICE」の実 施割合（事業者）	51.0%	70%	85%	100%
<p>《考え方》 アンケート調査により、実施割合を算定します。 実施割合は、全回答数のうち「COOL CHOICE」を「常に実施している。」「時々実施して いる。」を合わせた回答率を目標設定数値とします。</p>				

(3)再生可能エネルギーの導入

豊かな自然環境に恵まれている本市の地域特性を生かし、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

特に、再生可能エネルギーの地産地消を進めるため、自ら創った電力を自らで消費する自家消費を推進します。

また、地域新電力会社「いずも縁結び電力㈱」の取組について、市内の再生可能エネルギーによる調達電源、供給先を拡大するとともに、P P A事業の活用による公共施設への太陽光発電設備の設置など、地産地消の取組を推進します。

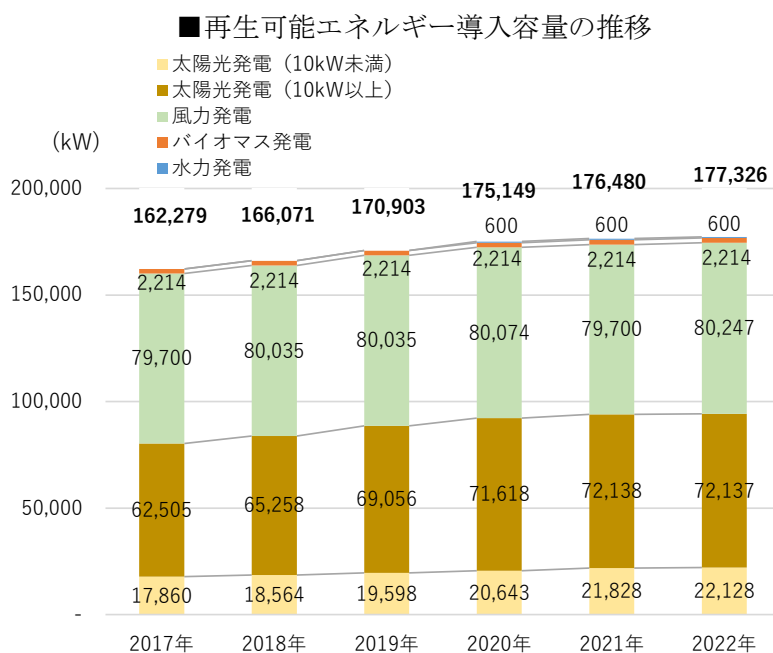
風力、木質バイオマス、中小水力等発電事業については、地域環境や住民生活への影響などを考慮したうえで、民間事業者による発電施設の進出を促します。

なお、再生可能エネルギーの導入状況及び推移、再生可能エネルギーのポテンシャル、再生可能エネルギーの導入目標、事業の数値目標は下記のとおりです。

①再生可能エネルギーの導入状況及び推移

本市に導入されている再生可能エネルギーは、固定価格買取制度（FIT 制度）により増加傾向にあり、2022年で、発電容量は177,326kW となっており、島根県全体の発電容量の約3割を占めています。

内訳をみると、設備容量は太陽光発電が占める割合が約53%と最も多くなっています。



出典) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト

②再生可能エネルギーのポテンシャル

導入ポテンシャルは REPOS（環境省が提供する再生可能エネルギー情報提供システム）と市のポテンシャル調査の結果から、種別により、次のとおり算定しています。

再生可能エネルギーの種別	導入ポテンシャル
	設備容量(kW)
太陽光発電	2,695,000 現状 94,265
風力発電	316,000 現状 80,247
バイオマス（発電・熱利用）	17,940 現状 2,214
中小水力発電	6,000 現状 600
合計	2,750,540 現状 177,326

③再生可能エネルギーの導入目標(設備容量)

再生可能エネルギーの種別	現状 (kW)	目 標 (kW)		
	2022 年度	2030 年度	2040 年度	2050 年度
太陽光発電	94,265	113,000	180,000	360,000
風力発電	80,247	81,000	162,000	243,000
バイオマス発電	2,214	5,500	7,500	9,500
中小水力発電	600	600	900	2,700
合計	177,326	200,100	350,400	615,200

1. 導入目標の設定について

(1) 太陽光発電

ポテンシャル調査結果から、ポテンシャルは十分にあることから、2030年までは、建物の屋根、未利用地が中心となり、2040年からは、駐車場のカーポート、農地へのソーラーシェアリング、遊休農地などの設置が進むことを想定して目標を設定している。

(2) 風力発電

ポテンシャル調査結果から、市内の風況の良いところに設置が可能となっている。現時点では、大規模風力発電の計画は把握していないが、風力発電の技術向上により、発電効率が高まることで事業性が得られるエリアへの導入が期待できることから 2050年までに、現在の3倍程度の規模の設置を見込んで目標を設定している。

(3) バイオマス発電

新出雲エネルギーセンターの稼働、民間事業者における計画から 2030 年の導入目標を設定し、2050 年までに、2,000kw 規模の新たな発電施設の 2 か所導入を見込んで目標設定している。

(4) 中小水力発電

ポテンシャル調査結果から、市内山間部で流域面積、水量、落差の条件が整うところに設置が可能であり、2040 年にはポテンシャルの 5%、2050 年にはポテンシャルの 30%導入を見込んで目標設定している。

④再生可能エネルギーの導入【数値目標】

目標設定項目	現状値 (基準年度) 令和 3 年度 (2021 年度)	短期目標値 (2030 年度)	中期目標値 (2040 年度)	長期目標値 (2050 年度)
再生可能エネルギー補助件数	100件	200件	200件	200件
《考え方》 市が実施している再生可能エネルギー設備等導入補助金交付による補助件数です。 対象は、太陽光発電設備、蓄電池設備、太陽熱利用設備、木質バイオマス熱利用設備、林地残材の集積装置です。				

数値目標については、上記のほか、いずれも縁結び電力(株)の地産地消率などの項目を検討しています。

(4)次世代自動車の導入

運輸部門においては、次世代自動車の普及及び充電スタンドや水素ステーション等のインフラ整備を促進します。

促進に向けては、次世代自動車の性能や削減効果などについて、ホームページやイベントによる普及啓発を進めるとともに、国や県の補助制度の活用の紹介はもとより、導入促進のための支援策を検討します。

また、電気自動車の蓄電機能の活用として、V2Hなど充電・給電設備の導入を促進します。

【数値目標】

目標設定項目	現状値 (基準年度) 令和元年度 (2019年度)	短期目標値 (2030年度)	中期目標値 (2040年度)	長期目標値 (2050年度)
新車販売台数における、次世代自動車の販売台数の割合	39.2%	70%	100%	100%

※考え方：新車販売台数における、次世代自動車の販売台数を増やし、CO₂排出量を削減します。
なお、令和元年度は日本全体の割合です。

※次世代自動車とは

ハイブリッド自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車

(5)豊かな森林づくりの推進

森林環境譲与税を活用し、循環型林業の実現をめざすため、林業担い手と新規林業事業者の育成、主伐に係る路網整備、主伐・間伐促進助成など支援します。

森林が持つCO₂吸収及び水源涵養などの公益的な機能が発揮できる森づくりを推進するため住民団体が行う里山林整備、伐採地への植林を支援します。

また、みんなでつくる出雲の森事業での間伐等の支援などにより、安定的な木質バイオマスの生産促進、木質バイオマスの利活用と森林の適正管理を図ります。

【数値目標】

目標設定項目	現状値 (基準年度) 令和4年度 (2022年度)	短期目標値 (2030年度)	中期目標値 (2040年度)	長期目標値 (2050年度)
CO ₂ 吸収量	156千t-CO ₂	156千t-CO ₂	156千t-CO ₂	156千t-CO ₂
《考え方》 現状のCO ₂ 吸収量を2050年も維持します。				
森林整備面積(累計)	284ha		—	—
《考え方》 森林整備計画の実施により、森林整備を進めます。				
間伐等実施面積(累計)	1,530ha		—	—
《考え方》 森林整備計画による間伐により、豊かな森づくりを進めます。				
市産材取扱量	12,729 m ³		—	—
《考え方》 市産材の取扱量を増やします。				
新規林業就業者数	2人	4人	—	—
《考え方》 毎年、新規林業就業者を確保し、林業数業者の増加を進めます。				

森林整備面積(累計)、間伐等実施面積(累計)、市産材取扱量の短期目標値(2030年度)については、当日、お示しします。

7. 推進する施策

1-1-① 省エネルギー推進

【共通】

施策	主な取り組み
「COOL CHOICE（クールチョイス）」の取組の推進	◇毎日の生活において、低炭素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」を選択する「COOL CHOICE（クールチョイス）」（地球温暖化対策のための国民運動）の取組を推進する。
環境配慮行動に対するポイント制度導入の検討	◇多くの市民、事業者が環境配慮行動を実践するため、環境ポイント（仮称）制度の導入を検討する。 例）環境配慮行動（ごみ拾い活動参加、省エネルギー製品への買替など）
デジタルファースト推進計画の着実な進行	◇デジタル技術を活用し、エネルギー使用量の削減を図る。（エネルギー使用量の見える化、電子申請サービスなど）

【産業部門】

施策	主な取り組み
省エネルギー行動の推進	◇省エネルギー診断などの活用を促進する。 ◇省エネルギー効果、CO ₂ 排出量削減に資する取組などの適切な情報発信を行う。
ZEBの導入促進	◇ZEBの導入メリットや性能などの適切な情報発信により普及啓発を図り、導入を促進する。 ◇市内関係事業者（建築工務店・資材販売店・太陽光発電販売店など）の連携によりZEB導入を促進する。
省エネルギー改修の促進	◇工場や事務所などの省エネルギー改修（断熱化など）を促進する。
省エネルギー機器導入の促進	◇高効率な機器の買い替えなどの機器導入を促進する。 ◇ESCO 事業などの省エネルギー改修サービスの活用を促進する。
環境マネジメントシステムの普及促進	◇環境への取組を効果的・効率的に実施するため、効果的な情報提供を進め、環境マネジメントシステム（エコアクション21など）の普及促進を図る。
各分野における取組の促進	◇農業分野におけるスマート農業を推進する。 ◇国の「みどりの食料システム戦略」に係る補助制度を活用する。（温室効果ガス及びコスト削減の設備導入など）
働き方改革（テレワーク、WEB会議、ペーパーレス化など）の促進	◇事業所における働き方改革を推進し、業務の効率化とエネルギー使用量の減少を図る。

相談体制の充実	◇事業者の脱炭素やSDGsなどの新たな事業展開に関する取組を支援するため、アドバイザー（仮称）の設置など相談体制の充実を図る。
---------	---

【その他業務部門】

施策	主な取り組み
省エネルギー行動の推進	◇省エネルギー診断などの活用を促進する。 ◇省エネルギー効果、CO ₂ 排出量削減に資する取組などの適切な情報発信を行う。
ZEBの導入促進	◇ZEBの導入メリットや性能などの適切な情報発信により普及啓発を図り導入を促進する。 ◇市内関係事業者（建築工務店・資材販売店・太陽光発電販売店など）の連携によりZEB導入を促進する。
省エネルギー機器導入の促進	◇高効率な機器の買い替えなどの機器導入を促進する。 ◇ESCO事業などの省エネルギー改修サービスの活用を促進する。
環境マネジメントシステムの普及促進（事業者）	◇環境への取組を効果的・効率的に実施するため、効果的な情報提供を進め、環境マネジメントシステム（エコアクション21など）の普及促進を図る。
働き方改革（テレワーク、WEB会議、ペーパーレス化など）の促進	◇事業所における働き方改革を推進し、業務の効率化とエネルギー使用量の減少を図る。
相談体制の充実	◇事業者の脱炭素やSDGsなどの新たな事業展開に関する取組を支援するため、アドバイザー（仮称）の設置など相談体制の充実を図る。

【家庭部門】

施 策	主な取り組み
省エネルギー行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境家計簿（エコライフチャレンジサポートしまねの取組）、うちエコ診断（島根県地球温暖化防止活動推進センターの取組）などの活用を推進する。 ◇省エネルギー効果、CO₂排出量削減に資する取組などの適切な情報発信を行う。
省エネルギー機器導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇省エネルギー家電製品の購入を促進する。 ◇町内会等が新設又は更新するLED防犯灯に対して支援する。
ZEHの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ZEHの導入メリットや性能などの的確な情報発信により普及啓発を図り導入を促進する。 ◇市内建築設計事務所、建築工務店などへの情報提供、国や県と連携した研修会などを通して事業者の理解を深め、ZEHプランナー、ビルダー登録を促進する。 ◇市内関係事業者（建築工務店・資材販売店・太陽光発電販売店など）の連携によりZEH建築を促進する。
住宅の省エネルギー改修の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇既設住宅の省エネルギー改修（断熱リフォームなど）を促進する。

【運輸部門】

施 策	主な取り組み
次世代自動車の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民、事業者における次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車など）の導入を促進する。
公共交通機関、徒歩や自転車利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共交通機関の利便性を高め、利用しやすい交通機関とする。 ◇出雲市地域公共交通計画（令和4年度策定）の着実な推進を図る。 ◇徒歩や自転車を利用したエコライフを推進する。
エコドライブ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇自動車運転は、ふんわりアクセルやアイドリングストップなど、地球にやさしい、低燃費で安全なエコドライブ運動を推進する。

【市役所】

施 策	主な取り組み
公共施設の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> ◇新築施設は、4割以上のエネルギー消費削減を基本とし、LED照明設置を義務化する。 ◇LED照明が設置可能な既存施設は、100%設置を目標として計画的に切替をする。
省エネルギー機器等の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共施設の空調、照明等については省エネルギー機器を導入する。 ◇ESCO 事業などの省エネルギー改修サービスの活用を促進する。
次世代自動車の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇市が新規導入する公用車は100%電動化する。(用途に適した電動車がない場合を除く)
省エネ行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇いずもエコオフィス・アクションプログラム(令和4年度策定)により、省エネルギーの着実な推進を図る。
働き方改革(テレワーク、WEB会議、ペーパーレス化など)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業所における働き方改革を推進し、業務の効率化とエネルギー使用量の減少を図る。
デジタルファースト推進計画の着実な進行によるゼロカーボンのまちづくり形成	<ul style="list-style-type: none"> ◇デジタル技術を活用した各種手続の電子申請、手続の簡素化などにより効率的な行政サービスを提供することで、ゼロカーボンのまちづくりに寄与する。

1-1-② 再生可能エネルギーの導入促進

【共通】

施 策	主な取り組み
地域新電力会社「いずも縁結び電力(株)」との連携	◇令和3年7月に設立した「いずも縁結び電力(株)」と連携し、市内の調達電源、供給先の拡大及び公共施設への太陽光発電設備設置などにより、エネルギーの地産地消を推進する。
環境に配慮した電力の調達	◇CO ₂ を排出しないクリーン電力の購入について、情報発信により理解を進め、家庭、事業所の電気によるCO ₂ 排出量の削減を促進する。
再生可能エネルギー発電事業者の誘致促進	◇市内で風力、木質バイオマス、中小水力等発電事業を検討する事業者へ再生可能エネルギーのポテンシャルなどの情報提供、地元説明などの協力を行うとともに、事業者への支援を検討する。 ◇発電事業実施に伴う森林破壊や市民生活への影響を及ぼす開発を想定し、市のガイドライン作成を検討する。

【産業部門】

施 策	主な取り組み
再生可能エネルギー導入の推進	◇再生可能エネルギー設備導入を支援する。(太陽光発電、木質バイオマス熱利用など) ◇太陽光発電設備と蓄電地による自家消費(地産地消電力)を促進する。 ◇太陽光発電 PPA 事業の活用により、工場、事務所への太陽光発電の設置を促進する。 ◇農業事業者へのソーラーシェアリングの普及促進を図る。
再生可能エネルギーの地産地消の取組の促進	◇固定価格買取が終了した事業所からの再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組を促進する。
水素社会への取組	◇水素エネルギー導入に向けた関連事業者との連携等を進める。
J-クレジット制度活用の拡充	◇神話の國出雲さんさん倶楽部クレジットの取組を継続し、事業者等による制度活用の拡大を図る。

【業務その他部門】

施 策	主な取り組み
再生可能エネルギー導入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇再生可能エネルギー設備導入を支援する。（太陽光発電、木質バイオマス熱利用） ◇太陽光発電設備と蓄電池による自家消費（地産地消電力）を促進する。 ◇太陽光発電 PPA 事業の活用により、家屋や事務所への太陽光発電の設置を推進する。
再生可能エネルギーの地産地消の取組の促進	◇固定価格買取が終了した事業所からの再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組を促進する。
水素社会への取組	◇水素エネルギー導入に向けた関連事業者との連携等を進める。
J-クレジット制度の活用	◇神話の國出雲さんさん倶楽部クレジットの取組を継続し、事業者等による制度活用の拡大を図る。

【家庭部門】

施 策	主な取り組み
再生可能エネルギー導入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇再生可能エネルギー設備導入を支援する。（太陽光発電、太陽熱利用、木質バイオマス熱利用） ◇太陽光発電設備と蓄電池による自家消費（地産地消電力）を促進する。 ◇太陽光発電 PPA 事業の活用により、住宅への太陽光発電の設置を推進する。
電気自動車の蓄電機能の活用	◇電気自動車の導入については、温室効果ガス削減効果だけでなく、蓄電池としての活用も有効であり、電気自動車に蓄えられた電力を家庭用に有効活用する V2H など充電・給電設備の導入を促進する。
再生可能エネルギーの地産地消の取組の促進	◇固定価格買取が終了した事業所からの再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組を促進する。

【運輸部門】

施 策	主な取り組み
電気自動車の蓄電機能の活用	◇電気自動車の導入については、温室効果ガス削減効果だけでなく、蓄電池としての活用も有効であり、電気自動車に蓄えられた電力を家庭用に有効活用する V2H など充電・給電設備の導入を促進する。
水素社会への取組	◇水素エネルギー導入に向けた関連事業者との連携等を進める。
J-クレジット制度の活用	◇神話の國出雲さんさん倶楽部クレジットの取組を継続し、事業者等による制度活用の拡大を図る。

【市役所】

施 策	主な取り組み
公共施設における再生可能エネルギー設備の導入	◇新築施設は、原則として太陽光発電設備を設置する。 ◇既存施設は、設置可能性を調査し、導入可能な施設から PPA 事業など効果的な手法を検討のうえ、太陽光発電設備を設置する。あわせて避難所となっている施設については、災害時の非常用電源として蓄電設備も同時に設置する。
J-クレジット制度活用の拡充	◇神話の國出雲さんさん倶楽部クレジットの取組を継続し、事業者等による制度活用の拡大を図る。 ◇森林整備によるCO ₂ 吸収源のクレジット化を検討する。

1-1-③ 環境にやさしい交通手段の促進

施 策	主な取り組み
次世代自動車の導入促進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民、事業者における次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車など）の導入を促進する。 ◇市の新規導入する公用車は100%電動化する。（用途に適した電動車がない場合を除く）
公共交通機関、徒歩や自転車利用の促進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共交通機関の利便性を高め、利用しやすい交通機関とする。 ◇出雲市地域公共交通計画（令和4年度策定）の着実な推進を図る。 ◇徒歩や自転車を利用したエコライフを推進する。
エコドライブ運動の推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ◇自動車運転は、ふんわりアクセルやアイドリングストップなど、地球にやさしい、低燃費で安全なエコドライブ運動を推進する。
充電等設備の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇充電スタンドや水素ステーション等を次世代自動車のインフラ設備として整備を促進する。

1-1-④ 森林整備による二酸化炭素吸収源の確保

施 策	主な取り組み
公益的な機能が発揮できる森づくり支援	◇森林が持つCO ₂ 吸収及び水源涵養などの公益的な機能が発揮できる森づくりを支援する。
循環型林業の実現のための支援	◇森林環境譲与税を活用し、循環型林業の実現を目指すため、林業従事者の確保の取組を支援する。
有効な森林整備のための森林資源情報等の把握	◇レーザー計測による市内の森林資源情報の可視化を進める。 ◇森林資源情報から事業性の高い経済林をゾーニングし、効果的な森林整備を進める。
市産材利用の推進	◇市産材の有効活用及び木による炭素固定として、市産材の建築利用を推進する。
木質バイオマスの利用促進（林地残材の活用）	◇森林吸収源としての緑豊かな森づくりを推進するため、間伐材等の搬出により継続的かつ安定的な木質バイオマスの生産及び供給体制の構築を図り、木質バイオマスの利活用と森林の適正管理を図る。 ◇木質バイオマスの地産地消に資する取組を促進する。 ◇バイオマス発電の過程で発生する廃熱（熱エネルギー）の利用を検討する。

8. 出雲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市においては、市の事務事業におけるゼロカーボンシティ推進の方向性を示す「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅣ」を、下記のとおり、CO₂排出量削減目標、エネルギー使用量削減目標、基本方針を定め、市有施設の脱炭素化及び省エネ活動の促進を図ります。

項目	出雲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
名称	いずもエコオフィス・アクションプログラムⅣ
計画期間	令和5年度(2023)～令和12年度(2030)
基準年度	平成25年度(2013)：53,824t-CO ₂
削減対象 数値目標	CO ₂ 排出量：基準年度比65%削減 ※国の「地球温暖化対策計画」における業務その他部門 削減率 51%
対象職員	全職員
対象施設	全市有施設

【エネルギー使用量項目別数値目標】

項目	単位	基準年度値 (H25年度)	現状値 (R3年度)	最終目標値 (R12年度)	基準年度比 削減率
電気	MWh	56,440	54,515	47,974	▲15%
灯油	kℓ	3,551	3,197	1,243	▲65%
A重油	kℓ	390	120	117	▲70%
LPG	t	284	246	227	▲20%
都市ガス	千m ³	100	115	95	▲5%
ガソリン	kℓ	269	226	215	▲20%
軽油	kℓ	215	195	193	▲10%

目標設定項目	基準年度値 (R3 年度)	中間目標値 (R8 年度)	最終目標値 (R12 年度)
市公用車における電動車導入率 (%)	9%	50%	100%
《考え方》 代替可能な公用車をすべて電動車となるよう目指します。			
市公共施設照明における LED 切替率 (%)	—	50%	100%
《考え方》 消費電力の大きい高圧受電施設の照明をすべて LED へ切替することを目指します。			
市公共施設における太陽光設備設置率 (%)	5%	25%	50%
《考え方》 消費電力の大きい高圧受電施設の半分に太陽光設備設置することを目指します。 ※基準年度実績値は、立替・統合・自己託送予定施設を母数から除いています。			

【基本方針】

1. 温暖化対策マネジメントシステム 及び 省エネ行動実行計画 の推進
 - 1) 温暖化対策マネジメントシステムの推進
 - 2) 省エネ行動実行計画 の推進

2. 施設の省エネ化の推進
 - 1) LED 化
 - 2) 新規施設における高効率化
 - 3) 既存施設における高効率設備改修・機器更新
 - 4) 排出係数削減効果

3. 再生可能エネルギーの導入拡大
 - 1) 太陽光発電システム設置
 - 2) いずれも縁結び電力の活用

4. 公用車による排出量の削減
 - 1) 電動車の導入
 - 2) 環境配慮契約による公用車の購入及び賃貸借

5. ごみの減量・資源の節減
 - 1) ごみの減量・リサイクルの推進
 - 2) コピー用紙・封筒の節減
 - 3) 水の節減

9. 気候変動への適応策

【気候変動への適応策】

- ◆ 健康分野の対策（熱中症対策、感染症対策）
- ◆ 防災分野の対策（水害・土砂災害対策、山地災害対策）
- ◆ 自然生態系分野の対策（河川等自然環境の調査・把握、外来生物対応、有害鳥獣対策、病虫害対策）
- ◆ 産業・経済活動分野の対策（農林水産業）

気候変動への適応策については、当日、お示しします。

10. 行動指針

市 民

●生活において

- ・省エネルギー活動を選択する COOL CHOICE を実践する。
- ・環境配慮行動を実践する。
- ・エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）などに登録し、環境にやさしい暮らしを実践する。
- ・省エネルギー型家電の利用に努め、冷暖房温度設定は適温を守る。
- ・環境保全活動に積極的に参加する。
- ・地産地消の観点から、地場産品を積極的に使用する。

●外出において

- ・自動車を運転する際は、ふんわりアクセルやアイドリングストップなど、地球にやさしい、低燃費で安全なエコドライブを心がける。
- ・自動車の使用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩を適切に併用するライフスタイルへ転換する。
- ・買い物はマイバッグを持参する。

●家電等の買い替え、家の新築・改築において

- ・新築に ZEH 住宅を選択し、高気密・高断熱の機能と太陽光発電の創エネルギーにより CO₂ 排出量がゼロになる家屋を取得する。
- ・既築住宅は、断熱リフォームなど省エネルギー化に取り組む。
- ・太陽光発電設備と蓄電池を導入する。
- ・太陽熱、木質バイオマス（薪ストーブ、薪ボイラなど）などの再生可能エネルギーを家庭へ導入する。
- ・自動車購入時には次世代自動車を購入する。

事業者

●日々の業務において

- ・ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを取得するなど、環境に配慮した事業活動を行う。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進する。
- ・グリーン購入を推進する。
- ・環境配慮型商品の開発を推進する。
- ・働き方改革（テレワーク、WEB 会議、ペーパーレス化など）を実践する。
- ・J-クレジット制度の活用を検討する。

●外出において

- ・自動車購入時には次世代自動車を購入する。
- ・自動車を運転する際は、ふんわりアクセルやアイドリングストップなど、地球にやさしい、低燃費で安全なエコドライブを心がける。
- ・公共交通機関や自転車、徒歩での移動を進める。

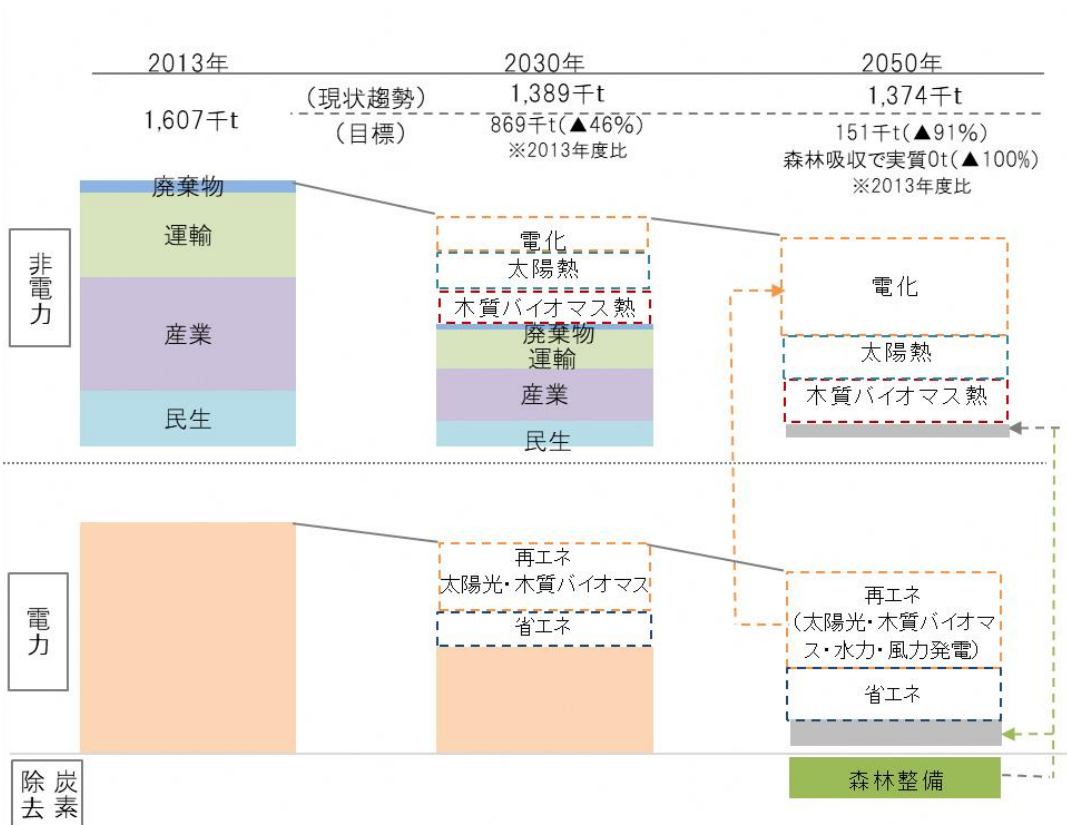
●家電等の買い替え、家の新築・改築において

- ・事務所等の新築時に ZEB を選択し、高気密・高断熱の機能と太陽光発電の創エネルギーにより CO₂ 排出量がゼロになる建物を取得する。
- ・既築建物は、断熱リフォームなど省エネルギー化に取り組む。
- ・省エネルギー機器の導入を行う。
- ・太陽光発電設備と蓄電池を導入する。

1.1. 将来ビジョン

(1) 将来ビジョン（2050年の出雲市）

- ・出雲市は、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロを達成している。
- ・脱炭素社会の実現により、持続可能な経済や生活の質の向上など豊かさを実感している。
- ・エネルギーの地産地消により、災害時にも各避難所や家庭にエネルギーが供給され、安心できる体制が整っている。



2-1 3Rの推進

SDGs



(1) 現状と課題

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総ごみ排出量について、近年は概ね横ばいで推移 ○ 可燃ごみはほぼ横ばい、不燃ごみは近年増加傾向 ○ 資源ごみは、民間の資源物回収の進展により減少傾向(民間回収の状況把握はできていない) <ul style="list-style-type: none"> 〔市回収の資源ごみ〕 ・空き缶、空きびん(一般収集) ・ペットボトル(一般収集) ・乾電池、使用済蛍光管(一般収集) ・古紙(拠点回収) ・古着(拠点回収) ・割りばし(拠点回収) ・廃食用油(拠点回収) 〔主な民間回収の資源ごみ〕 ・古紙 ・空き缶 ・ペットボトル ・食品トレー ・牛乳パック ○ 国において、「プラスチック資源循環戦略」策定、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」制定 ○ 令和4年4月に新出雲エネルギーセンター(ごみ焼却処理施設)が稼働 ○ 島根県では、「しまエコショップ※」「しまねグリーン製品※」を認定 <p>※しまエコショップ ごみの減量、リサイクルに積極的に取り組んでいるとして登録された店舗</p> <p>※しまねグリーン製品 循環資源の利用率や品質、安全性などについて県の認定基準を満たした製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 最終処分場の延命化、CO2 排出削減のため、ごみの排出抑制が必要 ★ 民間による資源物回収を含めた、市全体のごみ処理状況の的確な把握 ★ さらなる3R※の推進強化が必要 <p>※3R Reduce(リデュース:物を大切に使い、ごみを減らすこと) Reuse(リユース:使える物は繰り返し使うこと) Recycle(リサイクル:ごみを資源として再び利用すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ プラスチック廃棄物の処理のあり方に係る検討

(2) 数値目標

【前計画の達成状況 (R3 年度)】

目標設定項目	基準年度値 (H23 年度)	実績値 (R3 年度)	最終目標値 (R4 年度)	R3 評価
ごみ排出量	62,632t	58,209t	57,602t	○
ごみ再資源化量(再資源化率)	12,239t(19.5%)	5,297t(8.9%)	14,846t(25.7%)	×
ごみ最終処分量(最終処分率)	9,104t(14.5%)	9,243t(15.9%)	7,973t(13.8%)	×
リサイクル団体回収補助登録団体数	90 団体	事業終了	100 団体	—

上記の他、「しまエコショップ登録店舗数」「しまねグリーン製品登録製品数」を参考指標として設定
 ※R3 評価 ○：最終目標値に達した ○：最終目標値に達していないが、基準年度値より良くなった
 △：基準年度値より良いが、前年度値より悪くなった ×：基準年度値より悪くなった

【新しい数値目標】

目標設定項目	基準年度値 (R3 年度)	中間目標値 (R8 年度)	最終目標値 (R12 年度)
ごみ排出量 (一人一日当たりごみ排出量) 更新	58,209t (915g/人・日)	56,751t (910g/人・日)	55,703t (889g/人・日)
≪考え方≫ 最終処分場の延命化や廃棄物処理分野での CO2 削減のためには市全体のごみ排出抑制が必要であることから、引き続き目標項目として設定します。また、家庭でのごみ減量の取組についてわかりやすい目標を示すため、一人一日当たりごみ排出量を新たに追加します。			
ごみ最終処分量 (最終処分率)	9,243t (15.9%)	8,942t (15.8%)	8,714t (15.6%)
≪考え方≫ 上記と同様			

※ 前計画の目標項目「ごみ再資源化量 (再資源化率)」は、現状では民間回収による再資源化量の把握が困難であり、実態を正確につかめないため、目標項目から除きます。

※ 前計画の目標項目「リサイクル団体回収補助登録団体数」は、令和元年度をもって事業を終了したため、目標項目から除きます。

(3) 推進する施策

2-1-① 3Rの推進

項目	主な施策
リデュース（発生抑制）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 食品ロス削減対策の推進 ◇ マイバッグ運動の推進 ◇ 生ごみの水切り推進 ◇ 事業者におけるごみ減量化推進
リユース（再使用）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市内の民間リサイクルショップ及び市が設置するリサイクルステーションの紹介 ◇ 古着の回収拠点の拡充
リサイクル（再生利用）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市の資源物回収の着実な推進（古紙、ペットボトル、空き缶、空きびん、古着等） ◇ 市が設置するリサイクルステーションの適正配置 ◇ 店頭回収を実施する店舗との連携と回収推進 ◇ 事業者におけるリサイクル推進
環境にやさしい製品の普及と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ しまエコショップ、しまねグリーン製品の拡大と利用促進 ◇ 環境配慮型製品市場の活性化
全体的事項	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 出雲市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の着実な推進 ◇ 廃プラスチック処理のあり方について、市内の処理状況や全国的な動向など総合的に勘案しながら検討

2-1-② 廃棄物の適正処理の推進

項目	主な施策
分別の徹底と効率的な収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ごみの分別徹底に関する啓発強化 ◇ デジタル活用等による効率的なごみ収集体制の構築
ごみ処理施設等での適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ごみ処理施設での環境に配慮した適正処理の推進 ◇ し尿等処理施設での環境に配慮した適正処理の推進
ごみ不法投棄等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ごみの不法投棄をなくすための指導、パトロール等の強化 ◇ 野外等でのごみの不法焼却をなくすための啓発・指導の強化

(4) 行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・買い物の際には不要なものは買わず、過剰包装やレジ袋を避けマイバックを使う。・家具や電気製品などは長く使え、修理可能なものを選ぶ。・リサイクルショップやフリーマーケット、しまエコショップを積極的に利用するほか、リサイクル商品や詰め替え商品を購入（グリーン購入）する。・スーパー等で行われている店頭回収、地域や学校で行われている集団回収に協力するとともに、割りばし、廃食用油など資源ごみの分別を確実に行う。・エコクッキングに取り組み、食べ残しをしないようにするとともに、生ごみの水切りや堆肥化を徹底する。割りばしの使用を自粛する。・家庭から出たごみについて、分別を徹底する。・不法投棄や野外等で不法なごみの焼却をせず、ごみを適正に処理する。・家電リサイクル法や自動車リサイクル法などの関係法令を遵守し、廃家電等を適正に処理する。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業所から出るごみの分別、減量化を徹底するとともに、リサイクルを推進する。・レジ袋、過剰包装や使い捨て容器の使用を自粛するとともに、グリーン購入を推進する。・生ごみなどの多い事業所は、食品廃棄物の減量化、再資源化を図る。・店舗や事業所で割りばしの使用を自粛する。・環境配慮型商品の開発、製造、販売を推進する。・不法投棄や野外等で不法なごみの焼却をせず、廃棄物を適正に処理する。・家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン回収破壊法を遵守し、適正に処理する。

3-1 森・里・川・海の保全と活用

SDGs



(1) 現状と課題

現 状	課 題
森林・里山 <ul style="list-style-type: none"> ○ 手入れ不足による荒廃森林の増加 ○ 侵入竹林の拡大 ○ ニホンジカによる樹木被害が継続 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 森林が持つ公益的機能の発揮に向けた支援体制の構築 ★ 有害鳥獣による樹木被害の軽減
農地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に中山間地域における担い手不足や有害鳥獣被害による遊休農地の増加 ○ 生き物に配慮した農地整備、減農薬・減肥料など環境に配慮した農法への転換の進行 ○ 「トキの野生復帰を目指す里地」に選定 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 担い手不足の解消と有害鳥獣による農作物被害の軽減 ★ 減農薬・減肥料、有機栽培、地産地消の推進 ★ トキが自由に飛び交い、安心して生息できる環境の整備
川・湖 <ul style="list-style-type: none"> ○ 斐伊川、神戸川等の河川は、概ね環境基準を達成 ○ 宍道湖、神西湖ともに、COD、全窒素、全りんどのいずれも環境基準未達成が継続 ○ 宍道湖は、アオコの発生や水草の植生範囲拡大が見られ、シジミ生育環境などへの影響が懸念 ○ 宍道湖は、ラムサール条約湿地に登録 ○ 水質汚濁防止法に基づく届出事業所数は、令和3年度末で584所 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 公共下水道や合併処理浄化槽など地域の実情に応じた生活排水対策の推進 ★ 宍道湖、神西湖の水質改善 ★ 宍道湖のアオコ発生や水草繁茂等に関する要因解明と対策の進展

現 状	課 題
<p>海</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出雲の海（海岸）には、多数の歴史・文化・観光資源が点在 ○ 「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」や日本遺産「日が沈む聖地出雲」に登録 ○ 海水浴場の水質は良好な状態を維持 ○ 海岸には、廃プラスチックや漁具など多量の海洋ごみが繰り返し漂着 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 繰り返し大量に漂着する海岸ごみへの対応 ★ 世界的な問題である海洋プラスチックごみに関する啓発と問題意識の高揚

（２）数値目標

【前計画の達成状況（R3 年度）】

目標設定項目	基準年度値 (H23 年度)	実績値 (R3 年度)	最終目標値 (R4 年度)	R3 評価
森林整備面積(累計)	40ha	284ha	170ha	◎
間伐等実施面積(累計)	420ha	1,530ha	1,400ha	◎
市産材取扱量	2,700 m ³	12,729 m ³	10,000 m ³	◎
新規林業就業者数(累計)	1 人	19 人	12 人	◎
アグリビジネススクール修了者数(累計)	251 人	563 人	691 人	○
学校給食における地場産品の使用割合	35%	51%	60%	○
類型指定河川水質の環境基準達成率(BOD)	100%	100%	100%	◎
類型未指定河川水質の市基準達成率(BOD)	100%	100%	100%	◎
湖沼水質の環境基準達成率(宍道湖、神西湖)(COD)	0%	0%	100%	×
廃食用油回収量	47,466ℓ	16,139ℓ	17,000ℓ	×
汚水処理人口普及率	77.8%	89.5%	89.5%	◎
水洗化率(接続率)	86.6%	91.5%	93.5%	○
海域水質(海水浴場)の市基準達成率(COD)	100%	100%	100%	◎
海岸等一斉清掃参加者数	10,013 人	9,204 人	12,000 人	×

【新しい数値目標】

目標設定項目	基準年度値 (R3 年度)	中間目標値 (R8 年度)	最終目標値 (R12 年度)
里山林・森林保全活動団体数 新規	8 団体	10 団体	12 団体
<p>《考え方》 手入れ不足による森林荒廃を防ぐためには、森林保全活動を行う団体の育成・拡充が必要であるため、新規項目として設定します。</p>			
有害鳥獣の農林産物に係る被害額 新規	4,496 千円	3,147 千円	2,698 千円
<p>《考え方》 有害鳥獣による農林産物への被害が、森林や農地の担い手不足に拍車をかけている現状から、被害軽減に向けた取組を推進するため、新規項目として設定します。</p>			
環境保全型農業直接支払交付金 [※] 取組面積 新規	250ha	300ha	350ha
<p>《考え方》 環境保全型農業の推進拡大を図るため、新規項目として設定します。</p> <p><small>※環境保全型農業直接支払交付金…化学肥料・農薬を5割以上低減する取組とセットで行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する交付金</small></p>			

目標設定項目	基準年度値 (R3 年度)	中間目標値 (R8 年度)	最終目標値 (R12 年度)
学校給食における地元産食材の使用割合 (金額ベース) 更新	72.7%	77%	80%
<p>《考え方》 地産地消の推進を図る上での指標として、また、前期計画においても目標達成していないことから、引き続き目標項目に設定します。なお、使用割合の算出方法が、県の地産地消調査における 11 品目中の使用品目数の割合から、金額ベースとすることに変更されたことに伴い、本項目もこれにあわせて見直します。</p>			
市内河川水質の環境基準等達成率(BOD) 更新	100%	100%	100%
<p>《考え方》 継続的な監視が必要であるため、引き続き目標項目に設定します。なお、前回では環境基準類型指定と未指定で区別していたものを、本計画ではこれらを統合した目標とします。</p>			
宍道湖の COD75%値(環境基準 3.0 mg/ℓ) 更新	5.5 mg/ℓ	4.6 mg/ℓ	3.0 mg/ℓ 以内
<p>《考え方》 宍道湖の水質浄化の着実な推進を図るため、前回の環境基準達成率から湖沼水質の代表項目である COD の具体的数値による目標管理に改め、引き続き目標項目に設定します。</p>			
神西湖の COD75%値(環境基準 5.0 mg/ℓ) 更新	6.0 mg/ℓ	5.6 mg/ℓ	5.0 mg/ℓ 以内
<p>《考え方》 神西湖の水質浄化の着実な推進を図るため、前回の環境基準達成率から湖沼水質の代表項目である COD の具体的数値による目標管理に改め、引き続き目標項目に設定します。</p>			
污水処理人口普及率	89.5%	93.3%	95.3%
<p>《考え方》 生活排水対策の一層の推進のため、引き続き目標項目に設定します。</p>			
水洗化率(接続率)	91.5%	92.5%	94.6%
<p>《考え方》 生活排水対策の一層の推進のため、引き続き目標項目に設定します。</p>			
海岸等一斉清掃参加者数	9,204 人	12,000 人	13,000 人
<p>《考え方》 繰り返し大量に海岸に漂着する海洋ごみ対策と、海洋ごみ問題に関する意識啓発の推進の観点から、引き続き目標項目に設定します。(前計画では、「環境美化の推進」における目標項目) ※対象とする活動：市民ボランティアによる市内海岸の清掃活動、斐伊川・神戸川・宍道湖・神西湖の一斉清掃活動</p>			

※ 前計画の森林と農地の保全と再生の枠組で目標設定していた「森林整備面積」「間伐等実施面積」「市産材取扱量」は、本計画では、「1-1 地球温暖化対策」における目標項目とします。

※ 前計画の目標項目「アグリビジネススクール修了者数」は、担い手不足解消を目的とするものの、ぶどうや柿などの後継者不足への対応が中心であり、耕作放棄地対策とは直結しないため、本計画では目標項目としないこととします。

※ 前計画の目標項目「廃食用油回収量」は、減少傾向が続いており、あらためてあり方を検討することとし、本計画では目標項目としないこととします。

※ 前計画の目標項目「海域水質(海水浴場)の市基準達成率」は、現在までほぼ 100%で推移していること、海の環境保全のために現段階市として必要な取組は、海岸の美化と海洋ごみ問題に関する意識啓発と考えられることから、本計画では目標項目としないこととします。

(3) 推進する施策

3-1-① 森林と農地の保全

項目	主な施策
森林・里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民共有の財産として、森林が持つ公益的機能の普及・啓発 ◇ 里山・森林保全活動等への積極的な参加 ◇ 市産材利用の推進 ◇ 中山間地域などの農地・山林の保全 ◇ 有害鳥獣による被害防止対策の実施 ◇ 地球温暖化対策で示す森林整備や間伐等の実施、林業人材の育成などの着実な推進
農地の適正管理と活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境保全型農業（減農薬、減化学肥料）の推進 ◇ 「出雲農業振興地域整備計画」による優良農地の確保と農業振興 ◇ 農地利用のあっせんなどによる、遊休農地等利活用対策 ◇ アグリビジネススクールでの担い手育成の推進 ◇ 都市と田舎を結ぶ交流拠点としての体験農園の活動推進

3-1-② 水環境・水辺環境の保全

項目	主な施策
水域への排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共下水道、合併処理浄化槽などの整備推進 ◇ 島根県が策定する「宍道湖・中海湖沼水質保全計画」の着実な推進 ◇ 「神西湖水環境保全指針」に基づく対策の着実な推進と、策定後15年以上経過することから、指針の見直しについて検討 ◇ 関係機関と連携した水質汚濁に関する監視・指導の徹底 ◇ 水質浄化、排水などに関する啓発活動の充実 ◇ 油の流出などの水質事故の未然防止と発生時の迅速な対応
水辺環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 関係機関との連携による水質調査の継続と公表、水質改善対策の検討 ◇ 水辺に生息する生きもの調査の継続 ◇ 河川や湖における清掃活動の推進 ◇ 宍道湖のワイズユース（賢明な利用）の推進
広域連携による水質浄化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「宍道湖水環境改善協議会」など、流域自治体の連携による水環境・水辺環境保全に関する取組の推進 ◇ 宍道湖一斉清掃の実施・支援 ◇ 宍道湖におけるアオコや水草等の調査・対策事業への協力・推進

3-1-③ 海を守る取組

項 目	主な施策
海洋ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民等ボランティアの海岸清掃活動支援による美化活動の推進 ◇ 海岸管理者等の関係機関との連携強化 ◇ 日本財団「海と日本プロジェクト」との連携による海岸漂着ごみ、海洋ごみ問題に対する取組の推進 ◇ ごみのポイ捨て禁止の徹底、内陸での清掃活動充実による、海洋への流出ごみ減少に向けた取組の推進 ◇ 海洋ごみ問題の主要因であるプラスチック製品について、代替素材への転換の推進等に関する検討
海岸保全に向けた気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」や日本遺産「日が沈む聖地出雲」の取組と連携した海辺環境の保全

(4) 行動指針

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃食用油や生ごみなどを流さないなど、家庭でできる生活排水対策を徹底する。 ・ 下水道などの整備後は速やかに接続する。 ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える。 ・ 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を行う。 ・ ごみのポイ捨てや不法投棄はしない。 ・ 河川や湖、海に親しむ体験活動や清掃活動に参加、協力する。 ・ 釣りやレジャーで出たごみは持ち帰る。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法や県公害防止条例などの法令を遵守する。 ・ 環境保全型農業を積極的に取り組むなど、農地からの農薬や化学肥料等の流出防止を徹底する。 ・ 下水道などの整備後は速やかに接続する。 ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える。 ・ 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を行う。 ・ 河川や湖、海に親しむ体験活動や清掃活動に参加、協力する。

3-2 生物多様性の保全

SDGs



(1) 現状と課題

現 状	課 題
<p>○ しまねレッドデータブック[※]における県東部で確認されている絶滅危惧種[※]</p> <p>哺乳類：ツキノワグマ、ヤマネなど 鳥類：オオヨシゴイ、ハチクマ、オオタカ、ブッポウソウ、ハヤブサなど 汽水・淡水魚類：ゴギ、クルマサヨリ、日本海系イトヨなど 昆虫類：コバネアオイトトンボ、コカワゲラ、タガメ、ハシビロハンミョウなど 植物：マツバラシ、アスヒカズラ、オオバシナミズニラなど</p> <p>[※]レッドデータブック…野生生物種の絶滅を防ぐため、絶滅の恐れのある野生動植物をリストアップし、それぞれの種の危険度をランク分けした資料 [※]絶滅危惧種…様々な要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種</p> <p>○ 島根県指定希少野生動植物[※]として指定されている市内生息の動植物</p> <p>汽水・淡水魚類：ミナミアカヒレタビラ</p> <p>[※]島根県指定希少野生動植物…希少野生動植物のうち、県条例で指定され、特に保護の必要がある種</p>	<p>★ 希少な生きもの、身近な生きものの保護、生息環境の保全</p>
<p>○ 出雲市自然環境調査（R3）において確認された外来種</p> <p>サカマキガイ、アメリカザリガニ、タイリクバラタナゴ、ブルーギル、外来アゾラ類の一種、ハゴロモモ、オオカナダモ、コカナダモ、アマゾンチカガミ、ホテイアオイ</p>	<p>★ 特定外来種など外来生物の規制、「捨てない」「広げない」意識の啓発</p>
<p>○ トキの分散飼育の取組により、国のトキ保護増殖事業に貢献</p> <p>○ トキの一般公開等により、生物多様性や希少野生動植物保全についての普及啓発の取組を実施</p> <p>○ 令和4年8月には、トキの放鳥候補地となる「トキの野生復帰を目指す里地」に選定</p>	<p>★ トキの野生復帰（放鳥）実現に向けた取組</p> <p>★ トキをシンボルとした環境にやさしいまちづくり</p>

現 状	課 題
○ 宍道湖西岸や周辺の水田、斐伊川は、中国地方でも有数の冬鳥の渡来地	★ ラムサール条約の基本理念に基づく湿地の保全、ワイズユース（賢明な利用）の推進
○ 豊富な自然資源 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大山隠岐国立公園（日御碕周辺） ・ 宍道湖北山県立自然公園（北部山地） ・ 立久恵峡県立自然公園 ・ 島根県が選定する「みんなで守る郷土の自然」（市内7地域）、「みんなでつくる身近な自然観察路」（市内7コース） など	★ 豊かな自然資源を保全しながら活用するグリーンツーリズム※など、自然環境そのものの観光資源としての活用 <small>※グリーンツーリズム…都市住民が豊かな自然や美しい景観を求めて農山漁村を訪れ、交流や体験を通じて楽しむ余暇活動、田舎体験</small>
○ 自然と触れ合うことができる多数の自然体験施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県立宍道湖自然館ゴビウス ・ 宍道湖グリーンパーク ・ 見晴らしの丘公園 ・ 風の子楽習館 ・ 目田森林公園 ・ うさぎ森林公園 ・ 浜遊自然館 ・ わかあゆの里 ・ しまね花の郷 ・ 天王山キャンプ場 ・ 飯の原農村公園 ・ トキ学習コーナー ・ トキ公開施設 ・ 神西親水公園 	★ 豊かな自然の保全、将来世代への継承に向けた気運醸成のための自然体験施設の活用推進

（2）数値目標

【前計画の達成状況（R3年度）】

目標設定項目	基準年度値 (H23 年度)	実績値 (R3 年度)	最終目標値 (R4 年度)	R3 評価
ホテルの生息が確認された地区の割合 (生息地区数)	49%	70% (30 地区)	80% (35 地区)	△
市主催の自然体験事業の参加者数	10,462 人	6,661 人	14,000 人	×
自然体験市有施設の利用者数	118,655 人	102,403 人	130,800 人	×
グリーンツーリズムの受入団体数	6 団体	6 団体	8 団体	○

【新しい数値目標】

目標設定項目	基準年度値 (R3 年度)	中間目標値 (R8 年度)	最終目標値 (R12 年度)
ホタルの生息が確認された地区の割合 (生息地区数)	70% (30 地区)	80% (35 地区)	85% (37 地区)
《考え方》 目標達成に向けて、引き続き取り組みます。			
市主催の自然体験事業の参加者数(年間)	6,661 人	14,000 人	17,000 人
《考え方》 目標達成に向けて、引き続き取り組みます。 対象事業：出雲科学館・風の子楽習館・浜遊自然館・斐川環境学習センターで実施する自然体験 関連事業、宍道湖水環境改善協議会等が宍道湖で実施する体験事業			
グリーンツーリズムの受入団体数	6 団体	8 団体	10 団体
《考え方》 目標達成に向けて、引き続き取り組みます。			

※ 前計画の目標項目「自然体験市有施設の利用者数」について、自然体験活動は環境学習のひとつとみなすことができることから、「5-1 環境学習・環境保全活動の推進」における「環境学習施設の利用者数」に含めることとします。

(3) 推進する施策

3-2-① 野生動植物との共生

項目	主な施策
生態系を守る取組	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市内の野生動植物の生息・生育状況の調査（把握） ◇ 市内に生息・生育する希少野生動植物の保護及び生息・生育地の保全 ◇ 有害鳥獣による被害防止対策の実施（再掲） ◇ 公共事業における環境への配慮、開発事業などにおける事業者への適切な助言 ◇ 外来生物に関する情報提供や被害拡大を防ぐ啓発活動の推進
トキと人とが共生できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 出雲市トキによるまちづくり構想の着実な推進 ◇ 環境保全型農業の推進（再掲）

3-2-② 豊かな自然の保全

項目	主な施策
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 水辺、山林、田園といった、本市が有する豊かな自然環境の保全 ◇ 大山隠岐国立公園、宍道湖北山県立自然公園、立久恵峡県立自然公園の保全と活用 ◇ 「みんなで守る郷土の自然」や「みんなでつくる身近な自然観察路」の保全と活用 ◇ ごみ排出削減など環境に配慮した自然公園等でのイベントの実施 ◇ 自然保護に関する啓発活動の充実
自然とのふれあいの機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 豊かな自然そのものを活用した自然体験活動の推進 ◇ 自然とのふれあい空間の整備 ◇ ラムサール条約湿地に登録された宍道湖の「ワイズ・ユース（賢明な利用）」の推進（再掲） ◇ グリーンツーリズムの推進

（４）行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から身近な自然を守る意識を持つ。 ・ 外来生物法を遵守し、飼育している外来生物を野外に捨てない。 ・ 希少な生きものの捕獲・採集はしない。 ・ 宍道湖や神西湖の環境を保全し、宍道湖の「ワイズ・ユース（賢明な利用）」を推進する。 ・ 自然とのふれあいを大切にし、様々な自然体験事業に参加する。 ・ 宍道湖自然館ゴビウスや風の子楽習館などの自然体験施設を積極的に利用する。 ・ 国立公園や県立自然公園を利用する。 ・ 田植えや稲刈りなどの農業体験やグリーンツーリズム（田舎体験）に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発の際には、自然環境、生態系に影響を及ぼさないよう配慮する。 ・ 外来生物法を遵守する。 ・ 宍道湖や神西湖の環境を保全し、宍道湖の「ワイズ・ユース（賢明な利用）」を推進する。 ・ 自然体験事業へ積極的に参画する。 ・ グリーンツーリズム（田舎体験）の受入を推進する。

4-1 健康に暮らせる環境の保全

SDGs



(1) 現状と課題

現 状	課 題
<p>大気</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気に係る環境基準が設定され市内で常時観測されている4物質のうち、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は環境基準以内 ○ 光化学オキシダントは環境基準超過 ○ 市公用車は、93%が低燃費かつ低排出ガス認定車 ○ 大気汚染防止法に基づく届出事業所数は、令和3年度末で、ばい煙発生施設が113所、一般粉じん発生施設が25所 ○ 公害苦情のうち、野焼き等による大気に係るものの割合は依然として最多 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 脱炭素社会実現の取組とあわせた次世代自動車の普及促進 ★ 公共交通機関の利用促進等による自動車からの排ガス削減 ★ 野外での不法なごみ焼却に係る指導・啓発の徹底
<p>騒音・振動・悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音規制法に基づく特定施設届出事業所数は84所 ○ 振動規制法に基づく特定施設届出事業所数は83所 ○ 自動車騒音については、環境基準達成の状態が継続 ○ 悪臭防止法に基づく規制地域指定(12の特定悪臭物質に係る規制基準あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 法令に基づく指導、監視の徹底
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダイオキシン類については、環境基準を大幅に下回る状況が継続 ○ 空き地・空き家の不適正管理(雑草の繁茂等)に関する苦情の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 空き地・空き家の適正管理に向けた啓発・指導の徹底

(2) 数値目標

【前計画の達成状況 (R3 年度)】

目標設定項目	基準年度値 (H23 年度)	実績値 (R3 年度)	最終目標値 (R4 年度)	R3 評価
大気汚染測定値 (SPM…浮遊粒子状物質)	0.015 mg/m ³ (H22)	0.012 mg/m ³ (R2)	0.10 mg/m ³ 以下	◎
市公用車への低燃費かつ低排出ガス認定車の導入率(導入台数)	—	93% (325 台)	100%	○
自動車騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%	◎
航空機騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%	◎
ダイオキシン類の環境基準達成率	100% (H22)	100% (R2)	100%	◎

【新しい数値目標】

目標設定項目	基準年度値 (R3 年度)	中間目標値 (R8 年度)	最終目標値 (R12 年度)
大気汚染測定値 (SPM…浮遊粒子状物質) (環境基準：0.10 mg/m ³ 以下)	0.012 mg/m ³ (R2)	0.10 mg/ℓ 以下	0.10 mg/ℓ 以下
《考え方》 大気汚染の代表的物質である SPM (浮遊粒子状物質) を項目に設定し、引き続き環境基準以内となるよう取り組みます。			
自動車騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%
《考え方》 引き続き環境基準以内となるよう取り組みます。			

※ 前計画の目標項目「市公用車への低燃費かつ低排出ガス認定車の導入率 (導入台数)」については、「1-1 地球温暖化対策」における目標項目として設定します。

※ 前計画の目標項目「航空機騒音の環境基準達成率」及び「ダイオキシン類の環境基準達成率」については、環境基準達成の状況が継続しており、市が実施する対策も限られることから、本計画では目標項目としないこととします。

(3) 推進する施策

4-1-① 大気環境の保全

項目	主な施策
車からの排気ガスの排出削減 (【脱炭素社会構築】の取組の再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共交通機関、徒歩や自転車利用の推進 ◇ 次世代自動車導入の促進 ◇ 充電等設備 (充電スタンド、水素ステーション) の導入促進 ◇ エコドライブ運動の推進 ◇ 出雲市地域公共交通計画 (令和 4 年度策定) の着実な推進
大気汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 関係機関と連携した工場、事業所からの汚染物質の監視・指導の徹底 ◇ 野外での不法なごみの焼却に対する監視・指導

4-1-② その他の生活環境の保全

項目	主な施策
騒音・振動・悪臭の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 騒音、振動、悪臭の発生源への監視、指導の徹底 ◇ 自動車騒音の実態把握と対策の推進 ◇ 出雲市夜間花火規制条例による夜間花火の原則禁止の取組
暮らしやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ダイオキシン類や航空機騒音など、関係機関と連携した実態把握 ◇ アスベストに関する情報提供及び適正処理の推進 ◇ 空き地・空き家の管理指導の徹底

(4) 行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の使用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩を適切に併用するライフスタイルへ転換する。 ・ノーマイカーデーに積極的に参加するとともに、マイカー通勤を自粛する。 ・自動車を運転する際は、急発進、急加速、急ブレーキを控えるなどエコドライブを心がける。 ・自動車購入時には次世代自動車又は低燃費・低排出ガス認定車を選択する。 ・野外等で不法なごみの焼却はしない。 ・楽器やテレビなどの近隣騒音に配慮する。 ・騒音振動の少ない設備、防音・防振設備を導入する。 ・条例で禁止されている午後10時以降は、花火をしない。 ・アスベスト含有製品について認識し、定められた処分方法を守る。 ・定期的な草刈を実施するなど、家の周辺や所有地は適正に管理し、常に清潔に保つ。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・車などの排気ガスの削減に向け、マイカー通勤自粛やエコドライブなど従業員への啓発や企業バス導入などに取り組む。 ・自動車購入時には次世代自動車又は低燃費・低排出ガス認定車を選択する。 ・大気汚染防止法や騒音規制法、県公害防止条例等の法令を遵守する。 ・野外等で不法なごみの焼却はしない。 ・低騒音振動設備、防音・防振設備を導入する。 ・悪臭の原因となる堆肥などは、ビニールで覆うなど適正に管理するとともに、畜産し尿は適正に処理する。 ・建築物のアスベスト部材の使用状況について調査把握し、使用されているアスベストを除去する。アスベストの適正処理を遵守する。 ・事業所周辺や所有する空地は適正に管理し、定期的な草刈を実施するなど常に清潔に保つ。 ・地域住民との良好な関係をつくり、公害苦情があった場合は誠意ある対応を行い、改善に努める。

4-2 快適環境の確保

SDGs



(1) 現状と課題

現 状	課 題
<p>景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」や日本遺産「日が沈む聖地出雲」に登録 ○ 白砂の砂浜や急峻な北山、斐伊川、宍道湖等の多数の美しい自然景観 ○ 出雲大社とその門前町、木綿街道に残る妻入商家の街並み等の多数の歴史的景観 ○ 出雲平野に広がる築地松や散居集落など地域独特の景観 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 自然景観、歴史的街並みの良好な保存・活用 ★ 築地松の保全と陰手刈りの技術継承 ★ 屋外広告等による都市景観の悪化防止 ★ 景観保全に対する意識啓発
<p>緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の公園面積は、都市公園(108ヶ所)、普通公園(87ヶ所)、その他公園とあわせて3.2km²(市全体面積:624.36km²) 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 老朽化した公園施設の再整備、安全安心な公園機能の充実 ★ 市街地開発とあわせた適正な公園、緑地の整備 ★ 家庭や事業所等における周辺緑化、花による修景等の促進

現 状	課 題
<p>環境美化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲料容器及び吸い殻等の散乱防止に関する条例」(ポイ捨て禁止条例)において、ごみのポイ捨て、飼い犬のフンの放置を禁止を規定 ○ 出雲市ポイ捨て禁止推進協議会を中心に、キャンペーンや出雲市18人ポイ捨て一掃大作戦等の啓発事業を展開 ○ ポイ捨て禁止条例に基づき、31ヶ所の美化推進重点地域を指定 ○ 美化サポートクラブ*として39の事業所・団体等が登録(R3) <p><small>※美化サポートクラブ…道路や公園、河川などで定期的にボランティア活動として啓発指導、美化推進に協力する事業所・団体を出雲市が登録</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6月の環境月間には、第2日曜日を中心に市民一斉クリーンデーを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 依然としてなくならないごみのポイ捨てや飼い犬のフンの放置に対する一層のマナーの向上 ★ 市、市民、事業者が連携・協力した環境美化意識の向上 ★ 美化活動を通じた、ごみのポイ捨て等をしない、させない環境づくり

(2) 数値目標

【前計画の達成状況 (R3 年度)】

目標設定項目	基準年度値 (H23 年度)	実績値 (R3 年度)	最終目標値 (R4 年度)	R3 評価
一人当たりの公園面積	16.7 m ²	18.5 m ²	17.0 m ²	◎
市主催の環境啓発イベント(ポイ捨て一掃大作戦、不法投棄パトロールなど)の参加者数	9,618 人	15,522 人	14,000 人	◎
美化サポートクラブ登録団体数	29 団体	39 団体	50 団体	○

【新しい数値目標】

目標設定項目	基準年度値 (R3 年度)	中間目標値 (R8 年度)	最終目標値 (R12 年度)
市全体の市民美化活動参加者数 更新	30,815 人	35,000 人	40,000 人
<p>《考え方》 前計画の目標項目「市主催の環境啓発イベント参加者数」の内容を改め、全市的な美化活動の拡大と意識高揚をめざすため、対象とする美化活動を、全市的な活動として展開している6月の「市民一斉クリーンデー」及び10月の「18万人ポイ捨て一掃大作戦」とする。</p>			
美化サポートクラブ登録団体数	39 団体	50 団体	60 団体
<p>《考え方》 環境美化推進を図る上での指標として、また、前期計画においても目標達成していないことから、引き続き目標項目に設定します。</p>			

※ 前計画の目標項目「一人当たりの公園面積」については、目標を達成し、現状一定程度の公園が整備されていることから、本計画では目標項目としないこととします。

(3) 推進する施策

4-2-① 環境保全と緑地の確保

項目	主な施策
自然・歴史的景観の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「出雲市景観計画」に基づく景観整備と保全 ◇ 大規模な建築物などに対する景観指導、建築物に対する修景助成 ◇ 屋外広告物の規制・指導 ◇ 地域区分に応じた景観ビジョン（景観形成基準）の設定 ◇ 築地松景観保全の支援 ◇ 写真展開催などの啓発活動の推進
公園の整備と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 老朽化した公園施設のリフレッシュ整備事業の推進 ◇ 高齢化社会に対応した公園施設のバリアフリー化
花と緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家庭や事業所単位での周辺の緑化や花による修景 ◇ 学校や幼稚園、保育園等での花壇づくり ◇ 道路や公共施設など市街地の緑化の推進 ◇ 街路樹の適正な管理

4-2-② 環境美化の推進

項目	主な施策
ごみのポイ捨て対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 出雲市ポイ捨て禁止推進協議会や出雲市環境保全連合会と連携した啓発活動の推進 ◇ 環境月間や広報を活用したマナー向上のアピール ◇ 不法投棄に対する監視体制の強化 ◇ 飼い犬のフンの放置禁止に係る啓発・指導の強化
市民等美化活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民（地域）、事業者と行政が一体となった美化活動の推進 ◇ 市民一斉クリーンデーや 18 万人ポイ捨て一掃大作戦などの美化活動への参加拡大 ◇ 美化サポートクラブの拡充と支援 ◇ 海洋ごみ対策と連携した啓発活動の推進

(4) 行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・住宅などの新・増・改築の際には景観に配慮する。・築地松を維持、保全する。・住宅や住宅周辺に木や花を植え、緑化する。・憩いの場として、日頃から公園を積極的に利用する。・ごみのポイ捨てや不法投棄はしない。・レジャーなど外出先で出たごみや散歩時の犬のフンは、必ず持ち帰る。・路上や灰皿がない場所で喫煙しない。・市や出雲市環境保全連合会等が実施する美化活動へ積極的に参加する。・地域で実施される美化活動に積極的に参加する。・日頃から自宅周辺や散歩コースなどのごみを回収する
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業所の新・増・改築の際には景観に配慮する。・開発行為の際には自然・歴史的景観の保全に配慮する。・屋外広告物の設置の際には景観に配慮する。・事業所やその周辺に木や花を植え、緑化する。・ごみのポイ捨てや不法投棄をしないよう、日頃から職場での教育を徹底する。・廃棄物の適正処理を遵守する。・路上や灰皿がない場所で喫煙しないよう従業員へ働きかける。・市や出雲市環境保全連合会等が実施する美化活動へ積極的に参加、協力する。・地域で実施される美化活動に積極的に参加する。・事業所における美化活動を積極的に実施する。・美化サポートクラブへの登録をめざす。

5-1 環境学習・環境保全活動の推進

SDGs



(1) 現状と課題

現 状	課 題
<p>環境学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主な環境学習の拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出雲科学館 ・ 風の子楽習館 ・ 浜遊自然館 ・ 斐川環境学習センター ・ 宍道湖自然館ゴビウス（県施設） ・ 宍道湖グリーンパーク（民間施設） ○ ごみ減量化アドバイザーや省エネ講師を地域や学校での環境学習に対して派遣 ○ 学校教育における環境学習（ごみ処理施設見学や身近な河川の水質調査など） 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 就学前の子どもたちも含めた幅広い年齢層に対する環境学習の機会の確保と内容の充実 ★ ごみ減量化アドバイザーや省エネ講師など、環境学習の指導者の確保と育成
<p>環境保全活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の環境関連団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出雲市環境保全連合会 ・ 出雲市地球温暖化対策協議会 ・ 出雲市ポイ捨て禁止推進協議会 ・ 市内の環境関連 NPO 等 ○ 幼児から高校生ままでを対象とした「こどもエコクラブ※」への支援（R3：9 団体、357 人が参加） <p>※こどもエコクラブ…次代を担う子どもたちが、地域の中で主体的に地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、平成 7 年に当時の環境庁が主体となって発足した事業。(財)日本環境協会に事務局を置き、市町村がコーディネーターとなって登録などの役割を担っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 地域等で環境保全活動を展開する団体の活動強化 ★ 環境関連団体、地域、事業者及び行政とのパートナーシップ体制の充実 ★ こどもエコクラブの活動充実

(2) 数値目標

【前計画の達成状況 (R3 年度)】

目標設定項目	基準年度値 (H23 年度)	実績値 (R3 年度)	最終目標値 (R4 年度)	R3 評価
斐川環境学習センターの利用者数	3,841 人	4,647 人	5,000 人	○
ごみ減量化アドバイザー等の派遣回数	83 回	50 回	100 回	×

上記の他、「こどもエコクラブ登録団体数」を参考指標として設定

【新しい数値目標】

目標設定項目	基準年度値 (R3 年度)	中間目標値 (R8 年度)	最終目標値 (R12 年度)
環境学習施設の利用者数(年間) 更新	46,299 人	53,000 人	63,000 人
<p>《考え方》 前計画では「斐川環境学習センターの利用者数」としていましたが、対象施設等を拡大し、市有の環境学習拠点 4 施設の利用者数及び市内ごみ処理施設における見学・研修者数を本計画の目標項目に設定します。</p> <p>※対象施設：出雲科学館（環境学習関連の利用者を対象）、風の子楽習館、浜遊自然館、斐川環境学習センター、市内ごみ処理施設（出雲エネルギーセンター等）</p>			
省エネ講師、ごみ減量化アドバイザー等の派遣回数 更新	54 回	70 回	100 回
<p>《考え方》 環境学習の推進、指導者の育成・確保をめざすため、前計画の目標項目であるごみ減量化アドバイザー等に加え、出雲市地球温暖化対策協議会が実施する省エネ講師派遣を対象に加え、本計画の目標項目に設定します。</p>			

(3) 推進する施策

5-1-① 環境学習機会の充実

項目	主な施策
地域における環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 出雲市環境保全連合会地区支部の活動強化に向けた支援 ◇ 環境 NPO 等が実施する地域等における環境学習講座等の推進 ◇ 地区コミュニティセンター等での環境学習講座等の推進
環境学習拠点施設での学習機会・内容の充実と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 風の子楽習館や斐川環境学習センターなどの環境学習拠点施設における事業内容の充実と利用促進 ◇ 水辺の親水空間を生かした環境学習の場づくり
学校教育等における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 小中学校での環境教育の推進 ◇ 高等学校や高等教育機関における環境教育推進のための支援 ◇ 就学前の子どもたちに対する環境学習機会の提供に対する支援

項目	主な施策
指導者育成・確保	<p>◇ 省エネ講師やごみ減量化アドバイザーなど、環境学習に関する指導者の育成・確保の推進</p> <p>◇ 「環境カウンセラー※」や「しまね環境アドバイザー※」等の事業との連携</p> <p>※環境カウンセラー…市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人。本市では5名が登録されている。</p> <p>※しまね環境アドバイザー…(公財)しまね自然と環境財団が、環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する人材として、認定・委嘱した人のことで、本市では4名が委嘱されている。環境アドバイザーは県民や事業者などの環境保全活動に関し、相談・助言を行うことが期待されている。</p>

5-1-② 環境保全活動の推進

項目	主な施策
全体的事項	<p>◇ 地域や団体、事業者が取り組む環境保全活動の拡充に向けた支援</p> <p>◇ 環境保全活動推進のための、市・市民（地域）・事業者・環境関連団体のパートナーシップ体制の構築</p> <p>◇ こどもエコクラブの加入促進と活動支援</p> <p>◇ 家庭における環境家計簿の実施、事業者における ISO14001 取得やエコアクション 21 への認証など、環境マネジメントシステム導入の推進</p>

(4) 行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習に積極的に参加するとともに、自ら学習会、研修会などを開催する。 ・こどもエコクラブに参加し、様々な環境学習や活動に取り組む。 ・環境カウンセラーやしまね環境アドバイザーを活用する。 ・市や地域、事業者、環境関連団体による環境保全活動に積極的に参加するとともに、自ら環境保全活動に取り組む。 ・島根県のエコライフチャレンジしまね（環境家計簿）へ参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する経営方針や社内体制を整備する。 ・従業員への環境学習の機会を設ける。 ・講師の派遣など、地域や学校における環境学習を支援する。 ・自ら環境活動を推進するとともに、市や地域、環境関連団体が実施する環境保全活動へ参加、協力する。 ・ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した事業活動を実施する。

5-2 環境情報の発信と共有

SDGs



(1) 現状と課題

現 状	課 題
情報発信 ○ 市の情報発信 ・ 環境総合ウェブサイト「出雲エコなび」 (R3 閲覧件数：152,715 件) ・ 広報紙に環境保全関連記事の定期掲載 ・ ごみ出しお助けアプリ「さんあ〜る」による適正な分別、減量等の情報提供	★ ゼロカーボンシティ実現に向けた市民、事業者に対する啓発の拡充 ★ 「出雲エコなび」の認知度向上とサイトへの誘導強化 ★ SNS等デジタルを活用した情報発信手段の拡充
啓発イベント ○ 市及び関連団体による啓発イベント ・ ストップ地球温暖化フェア ・ いずも産業未来博での啓発 ・ ポイ捨て一掃大作戦等ごみのポイ捨て禁止に関する啓発イベント ○ 各地区、環境関連団体による啓発イベントの実施	★ 環境啓発イベントの拡充による市民、事業者への情報発信強化 ★ 他の参考事例となるような環境に十分配慮したイベントの実施

(2) 数値目標

【前計画の達成状況 (R3 年度)】

目標設定項目	基準年度値 (H23 年度)	実績値 (R3 年度)	最終目標値 (R4 年度)	R3 評価
環境新聞発刊	年 6 回	年 31 回	年 40 回	○

【新しい数値目標】

目標設定項目	基準年度値 (R3 年度)	中間目標値 (R8 年度)	最終目標値 (R12 年度)
環境総合ウェブサイト「出雲エコなび」の閲覧件数 新規	152,715 件	200,000 件	250,000 件
≪考え方≫ デジタルによる情報発信拡充のため、「出雲エコなび」の内容充実、誘導強化に取り組むこととし、新規項目として設定します。			

※ 前計画の目標項目「環境新聞発刊」については、引き続き取り組むものの、今後はデジタル活用による情報発信の強化が必要であるため、本計画では目標項目としないこととします。

(3) 推進する施策

5-2-① 環境情報発信の充実

項目	主な施策
デジタルを活用した情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 脱炭素社会実現に向けた取組など「出雲エコなび」の内容充実 ◇ デジタルマーケティング等を活用した「出雲エコなび」への誘導促進 ◇ SNS の活用など情報発信手段の拡充
全体的事項	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 広報紙など紙媒体による情報発信の継続 ◇ 国等が発信する情報の確実な取得と、市民・事業者への迅速な情報提供 ◇ 多言語使用など、外国人への適切な情報発信

5-2-② 環境啓発イベントの推進

項目	主な施策
全体的事項	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 脱炭素社会実現に向けた市民・事業者への一層の啓発推進のため、ストップ地球温暖化やいずも産業未来博での啓発活動等の内容充実 ◇ 3Rや海洋ごみ問題、トキの野生復帰実現に向けた環境にやさしいまちづくりなど、主要な環境課題に関する啓発推進のため、関係団体や高校生等との協働による啓発イベントの推進 ◇ 出雲市環境保全連合会地区支部や環境関連団体が実施する啓発イベントの推進 ◇ イベント開催時の省エネ・省資源の取組やJ-クレジットの購入など、環境配慮型イベントの推進

(4) 行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化やごみ問題など環境に関する情報の取得、情報交換を行う。 ・自らの行動が環境に与える影響を理解し、より環境負荷が少ない行動を選択・実践する。 ・環境啓発イベントへ積極的に参加する。 ・環境に関する情報発信や市民相互の交流・連携を深める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境を重視した経営を推進し、従業員へ環境配慮行動の浸透を図る。 ・企業が環境に配慮して行った取組等について、積極的に情報を公表する。 ・環境啓発イベントの参加、出展に協力する。

3. 地域別配慮方針の検討

地域ごとの環境特性を示し、重点的に取り組む施策等について整理

第6章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 庁内推進体制

脱炭素社会の実現、地域の特性を生かした総合的な環境政策を全庁的に推進するため、庁内に「出雲ゼロカーボンシティ推進本部」を立ち上げ、情報共有、連携調整、進捗管理などにより、本計画の効果的な進行管理を行います。また、必要に応じて庁内ワーキンググループを設置することで実効性を高めます。

(2) 関係団体・組織との連携・協働

出雲市環境審議会において、本計画の進捗状況について検証、評価を行い、市に対して施策の見直しなどの意見や提言を行います。また、出雲市地球温暖化対策協議会等との連携・協働により、計画を推進します。

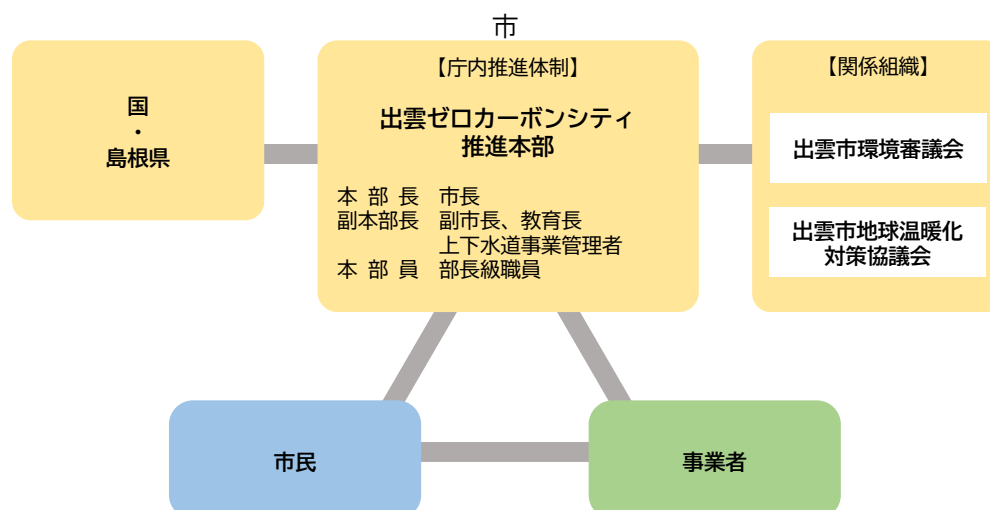
出雲市 環境審議会	市長の諮問に応じて、環境保全及び創造に関する基本的事項について調査及び審議し、意見を答申するとともに、基本的事項に関して市長に意見を述べるため、出雲市環境基本条例第18条に基づき設置されています。
出雲市 地球温暖化 対策協議会	地球温暖化対策を市民、事業者、市が協働して本計画に掲げる環境の将来像「神話から未来へと環境をともに守り つなぐまち・出雲」を実現することを目的とする組織です。

(3) 市・市民・事業者が一体となった計画の推進

本計画推進のためには、関係するすべての主体が関わり、参加、協働してともに取り組むことが不可欠であり、情報の共有を図り、参加、協働による効果的な取組の実行、市・市民・事業者とのネットワークづくりを図ります。

(4) 国・県等との連携

国や県など関係する団体との連携・協力を図りながら、計画を推進します。



2. 進行管理

計画を確実に推進し、効果的な進行管理を行うため、P D C Aサイクルに基づき、計画の継続的な改善と推進を図ります。

〈計画（Plan）〉

出雲市環境総合計画により、本市がめざす「環境の将来像」や「基本目標」を実現するための市の施策や市民、事業者の役割、行動指針を明らかにしています。

〈実行（Do）〉

市は、本計画に基づき環境施策を推進します。また、市は、市民、事業者が行う自主的な環境保全活動について、支援その他の必要な措置を講じます。

市民や事業者も、自ら積極的に本計画に示された取組等を実行し、連携を図ります。

〈点検・評価（Check）〉

事務局（出雲市地域環境部環境政策課）は、本計画に掲げられた施策の実施状況、市の環境の状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、出雲市ゼロカーボンシティ推進本部又は庁議にて点検、評価を行い、その結果を踏まえ、環境審議会に意見を求めます。

環境審議会は、提示された年次報告書により計画の進捗状況を評価し、必要に応じて施策の見直しなどの意見や提言を行います。

これらの結果は、出雲市環境レポートやホームページなどにより公表し、市民、事業者との共有を図ります。

〈見直し（Action）〉

市は、点検、評価の結果や環境審議会の意見、今後の環境に関する最新の動向等を踏まえ、必要に応じて施策、取組等の見直しを行い、施策等に反映させていきます。

